

1 国立大学法人上越教育大学役員会規則（抄）

国立大学法人上越教育大学役員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成21年基本規則第1号）第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学役員会（以下「役員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）及び年度計画に関する事項
- (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 上越教育大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

（組織）

第3条 役員会は、次の各号に掲げる者（以下「役員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事

（議長等）

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、役員会を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。

（定足数及び議決数）

第5条 役員会は、役員4分の3以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（監事及び副学長等の出席）

第6条 監事及び副学長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員を役員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（事務の処理）

第7条 役員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（細則）

第8条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

2 国立大学法人上越教育大学経営協議会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号。以下「基本規則」という。）第17条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項のうち、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の経営に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- (3) 基本規則、上越教育大学学則（平成16年学則第1号）（本法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他本法人の経営に関する重要事項

（組織等）

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名した理事2人
 - (3) 学長が指名した副学長1人
 - (4) 学長が指名した職員2人
 - (5) 役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するもののうちから、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者若干人
- 2 前項第5号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- （任期等）

第4条 前条第1項第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

（議長等）

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を招集し、これを主宰する。

3 議長は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。

（議案の提出）

第6条 経営協議会への議案の提出は、学長が行う。

（定足数及び議決数）

第7条 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 監事は、経営協議会に出席し、意見を述べることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営協議会又は次条に規定する専門委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（専門委員会の設置）

第9条 経営協議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 経営協議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に委員以外の職員を加えることができる。

（事務の処理）

第10条 経営協議会に関する事務は、総務部企画室において処理する。

（細則）

第11条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

3 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（抄）

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号。以下「基本規則」という。）第18条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 基本規則（本法人の経営に関する部分を除く。）、上越教育大学学則（平成16年学則第1号）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

（組織）

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる者（以下「評議員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名した理事1人
 - (3) 副学長
 - (4) 附属図書館長
 - (5) 学系長
 - (6) 専攻長
 - (7) 学長が指名した附属学校長1人
 - (8) 学長が指名した教授若干人
 - (9) 学長が指名した事務系職員若干人
- （任期等）

第4条 前条第8号及び第9号に掲げる評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の評議員は、再任することができる。

（議長等）

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を招集し、これを主宰する。

3 議長は、評議員の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。

（議案の提出）

第6条 教育研究評議会への議案の提出は、学長が行う。

（定足数及び議決数）

第7条 教育研究評議会は、評議員（出張を命ぜられた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（監事等の出席）

第8条 監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会又は次条に規定する専門委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（専門委員会の設置）

第9条 教育研究評議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 教育研究評議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に評議員以外の職員を加えることができる。

（事務の処理）

第10条 教育研究評議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（細則）

第11条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

4 上越教育大学事務組織規則（抄）

国立大学法人上越教育大学事務組織規則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号）第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学事務局（以下「事務局」という。）の事務組織について必要な事項を定める。

（事務局の部及び課等）

第2条 事務局に、総務部及び学務部を置く。

2 総務部に、次の3課及び2室を置く。

- (1) 総務課
- (2) 企画室
- (3) 附属学校事務室
- (4) 財務課
- (5) 施設マネジメント課

3 学務部に、次の4課及び2室を置く。

- (1) 教育支援課
- (2) 研究連携室
- (3) 学生支援課
- (4) 就職支援室
- (5) 入試課
- (6) 学術情報課

4 課及び室に、その所掌事務を分掌させるため、チームを置く。

（事務局長）

第3条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、学長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（部長）

第4条 事務局の総務部及び学務部に、部長を置く。

2 部長は、上司の命を受け、当該部の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

（課長及び室長）

第5条 事務局の課に課長を、室に室長を置く。

2 課長又は室長は、上司の命を受け、当該課又は室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

（副課長及び室長補佐）

第6条 課に副課長を、室に室長補佐を置くことができる。

2 副課長又は室長補佐は、上司の命を受けて特命事項を処理するとともに、課長又は室長を補佐し、課又は室の事務を処理する。

（専門職員）

第7条 課及び室に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受けて専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を直接処理する。

（主査）

第8条 チームに主査を置く。

2 主査は、上司の命を受けてチームの事務を処理する。

（主任）

第9条 チームに主任を置くことができる。

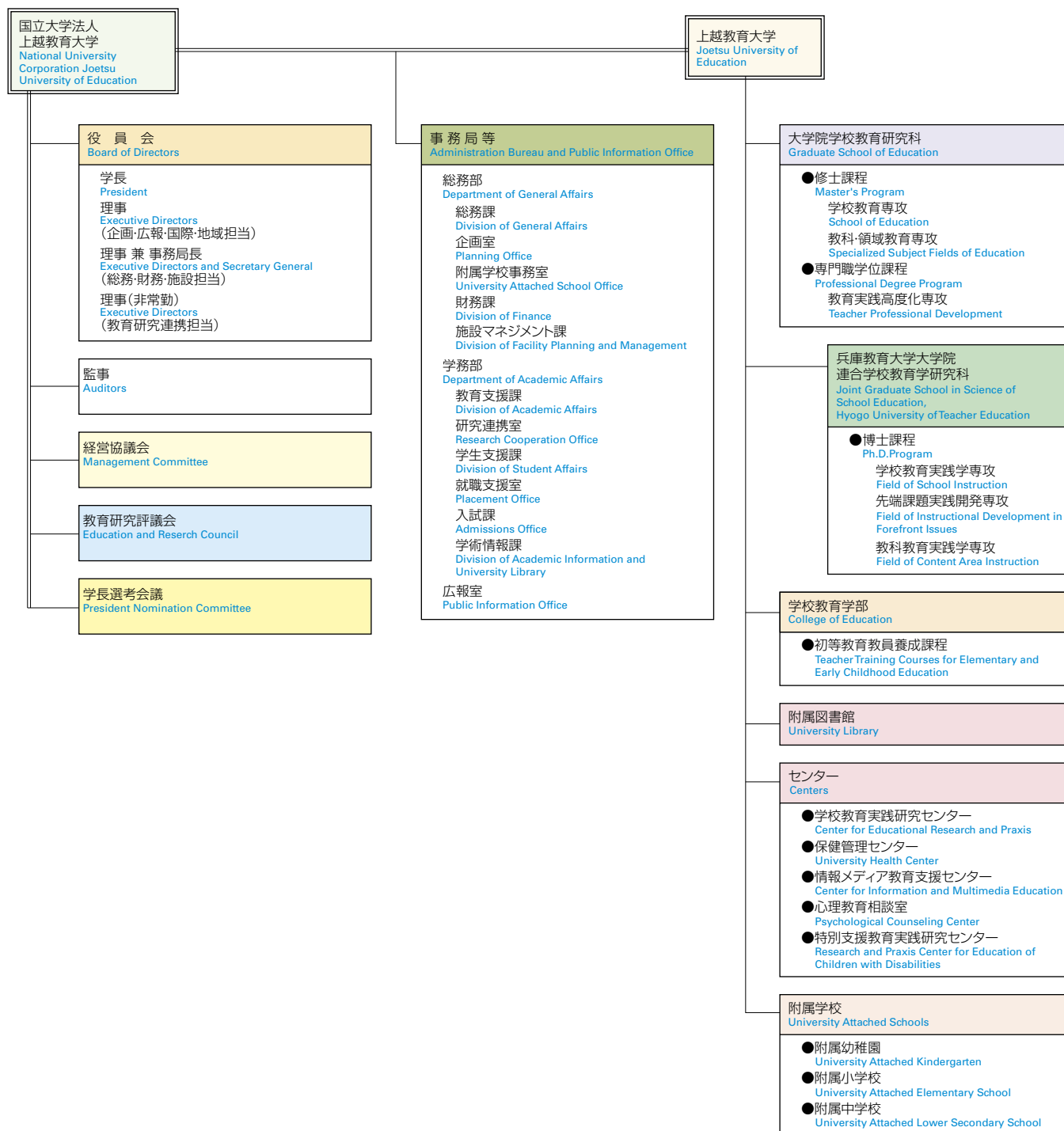
2 主任は、上司の命を受けてチームの事務を処理する。

（細則）

第10条 課及び室の所掌事務その他この規則の実施等について必要な事項は、事務局長が別に定める。

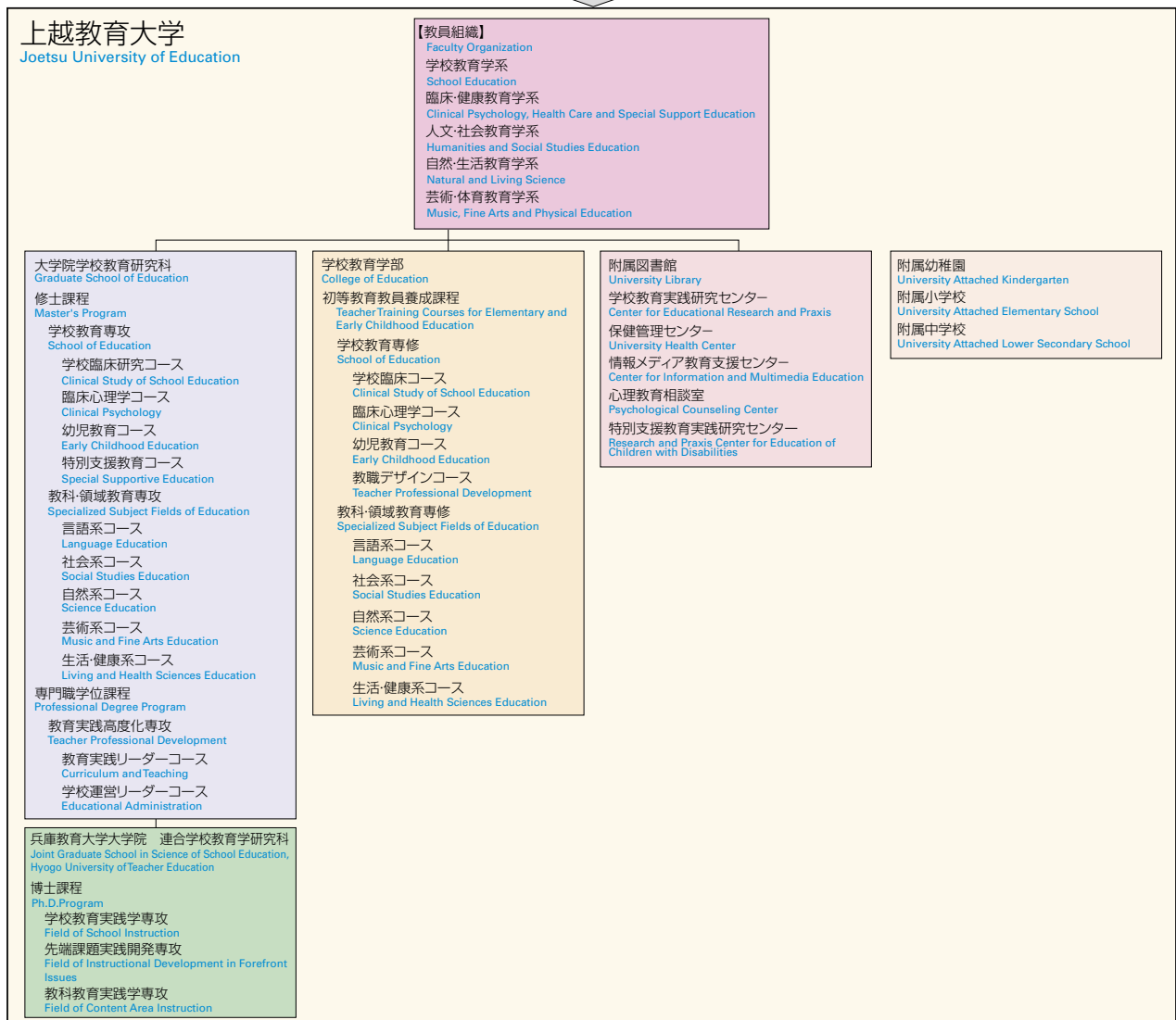
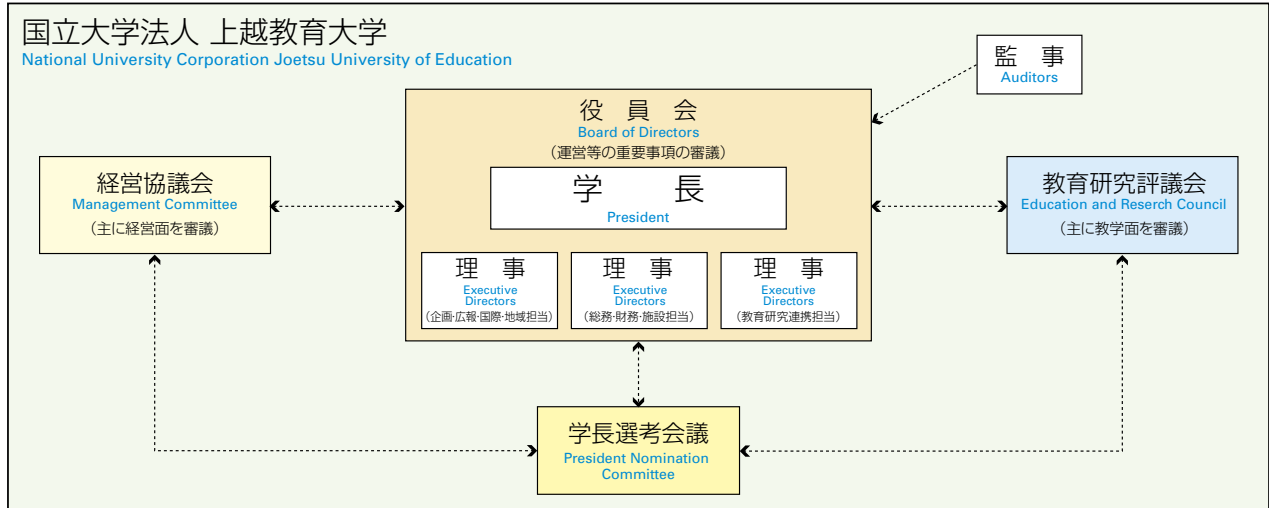
組織図

Chart of Organization



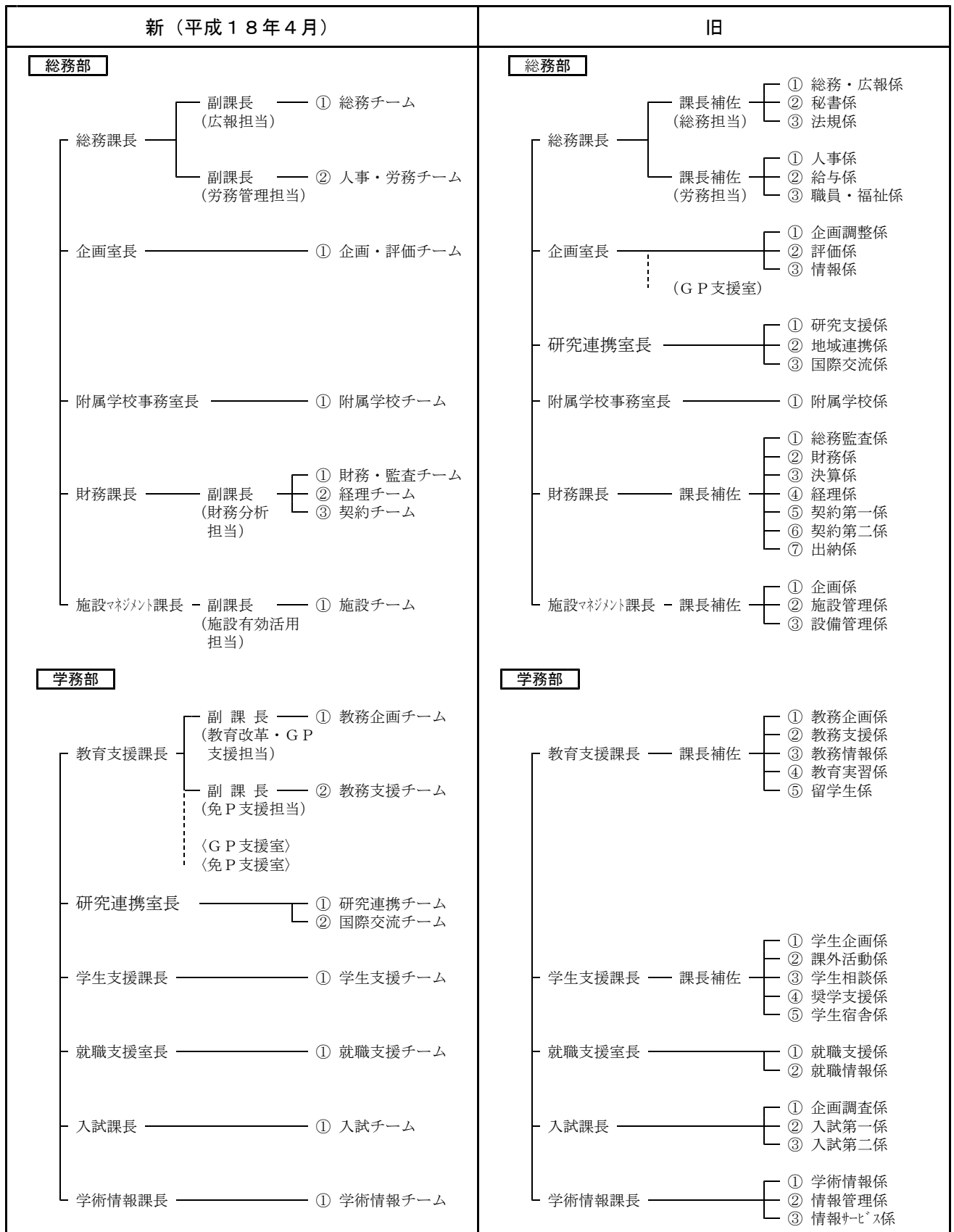
運営図 (法人と大学)

Administrative Organization



上越教育大学事務局課・室組織のチーム化等新旧対照表」

H18. 4. 1



【別添資料 1 4 - 1 - - 5】

1 役員・職員の現員

(1) 役員・職員現員表

(平成22年5月1日現在)

区 分	役 員				職 員																			合 計		
	学長	理事		監事	小計	副学長	大 学 教 員							附 属 学 校 教 員								事務局 職 員				
		常勤	非常勤				非常勤	教授	准教授	講師	助教	助手	特任 教授	特任 准教授	特任 講師	小計	副校長 副園長	教頭	主幹 教諭	指導 教諭	教諭		養護 教諭		栄養 教諭	小計
役 員	1	2	1	2	6																					6
副 学 長						4																				4
大学院学校教育 研究科						(4)	66	68	23				1	158												(4)
附属図書館						(1)																				(1)
学校教育実践 研究センター							(8)	(1)						(9)												(9)
保健管理センター							(3)							3	6											(9)
情報メディア 教育支援センター							(3)							9												(9)
保健管理センター							(3)							(3)												(3)
情報メディア 教育支援センター							(2)	(3)	(1)					(6)												(6)
心理教育相談室							(4)	(3)						(7)												(7)
特別支援教育 実践研究センター							(2)		(1)					(3)												(3)
附属幼稚園							(1)							(1)												(1)
附属小学校							(1)							(1)												(1)
附属中学校							(1)							(1)												(2)
広 報 室																										(2)
事 務 局		(1)			(1)																				2	(1)
計	1	(1)	1	2	(1)	(5)	(22)	(7)	(2)				3	(31)	3	2	2	2	29	3	(1)	(1)	(1)	93	(38)	
		2			6	4	66	68	23				6	167	3	2	2	2	29	3	1	1	42	91	312	

() 内は、左欄の組織(職)を兼務している役員又は職員を示す。

「理事又は副学長が委員長を務める学内委員会等及び関連規程」

I 委員会

1 総括

国立大学法人上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会規程（抄）

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学系長
- (3) 保健管理センター所長
- (4) 学長が指名した附属学校長 1 人
- (5) 総務部長
- (6) 学務部長
- (7) その他学長が指名した者若干人

2 前項に掲げる委員のうち、少なくとも 1 人は女性とする。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

国立大学法人上越教育大学大学評価委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学校教育実践研究センター長
- (3) 各学系及び専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）各 1 人
- (4) 学長が指名した附属学校長
- (5) 事務局長
- (6) 総務部長
- (7) 学務部長
- (8) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に、副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

上越教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 各コースから選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）各 1 人。
- (3) 学務部長
- (4) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に、副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

国立大学法人上越教育大学情報・広報委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事
- (2) 各学系から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。）各1人
- (3) 学校教育実践研究センター及び情報メディア教育支援センターから選出された教授又は准教授各1人
- (4) 学長が指名する附属学校副校長（副園長を含む。）1人
- (5) 総務部長
- (6) 学務部長
- (7) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した理事をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

国立大学法人上越教育大学施設安全・環境委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 各学系から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）各2人
- (3) 学長が指名した附属学校長1人
- (4) 総務部長
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

上越教育大学大学改革委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 理事（非常勤を除く。）
- (2) 学長が指名した副学長
- (3) 学長が指名した教授又は准教授（講師及び助教を含む。）
- (4) 総務部長
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した理事又は副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

国立大学法人上越教育大学発注者綱紀保持委員会要項（抄）

（組織）

- 4 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 事務局長
 - (2) 総務部長
 - (3) 総務部総務課長
 - (4) 総務部財務課長
 - (5) 総務部施設マネジメント課長
 - (6) その他事務局長が必要と認めた者
(委員長)
- 5 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

国立大学法人上越教育大学男女共同参画推進委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事又は副学長
- (2) 学長が指名した学系長又は専攻長
- (3) 学長が指名した教授又は准教授（講師及び助教を含む。）男女各1名
- (4) 学長が指名した附属学校教員男女各1名
- (5) 学長が指名した事務系職員男女各1名
- (6) 総務課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した理事又は副学長をもって充てる。

- 2 委員会に、副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

2 人 事

上越教育大学教員選考委員会規程（抄）

（組織）

第4条 修士課程担当教員に係る委員会は、選考（修士課程担当教員の認定に係る審査を含む。）ごとに次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 教育研究評議会評議員（前号の副学長を除く。）のうちから学長が指名した者2人
- (3) 選考対象の教員が所属する学系（以下「当該学系」という。）の教授（修士課程の研究指導を担当する者に限る。本号及び次号において同じ。）のうちから学長が指名した者2人。ただし、当該学系に適任者がいない場合には、選考に係る教育研究分野に関連のある当該学系以外の学系に所属する教授を指名することができる。
- (4) 当該学系以外の学系に所属する教授のうちから学長が指名した者2人

- 2 学長は、前項第3号に掲げる委員に代えて、選考に係る教育研究分野に関連のある准教授（修士課程の研究指導を担当する者に限る。）を指名することができる。

第4条の2 専門職学位課程担当教員に係る委員会は、選考（専門職学位課程担当教員の認定に係る審査を含む。）ごとに次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 教育研究評議会評議員（前号の副学長を除く。）のうちから学長が指名した者2人
- (3) 当該学系の教授（専門職学位課程を担当する者に限る。本号において同じ。）のうちから学長が指名した者2人。ただし、当該学系に適任者がいない場合には、選考に係る教育研究分野に関連のある当該学系以外の学系に所属する教授を指名することができる。
- (4) 当該学系以外の学系に所属する教授のうちから学長が指名した者2人

- 2 学長は、前項第3号に掲げる委員に代えて、選考に係る教育研究分野に関連のある准教授（専門職学位課程を担当する者に限る。）を指名することができる。

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

国立大学法人上越教育大学大学教員人材評価委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事
- (2) 学長が指名した副学長
- (3) 学系長
- (4) 専攻長
- (5) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した理事又副学長をもって充てる。

2 委員会に、副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

3 財務・施設

上越教育大学配分予算検討委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学校教育実践研究センター長
- (3) コース長
- (4) 連合研究科副研究科長
- (5) 財務課長
- (6) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

4 教務・学生

国立大学法人上越教育大学カリキュラム企画運営会議規程（抄）

（組織）

第4条 企画運営会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長若干人
- (2) 教務委員会から選出された者1人
- (3) 教育実習委員会から選出された者1人
- (4) ファカルティ・ディベロップメント委員会から選出された者1人
- (5) 総務部企画室長
- (6) 学務部教育支援課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

（議長等）

第6条 企画運営会議に議長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 企画運営会議に副議長を置き、議長が委員のうちから指名する。

上越教育大学教務委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 次のア及びイの区分により学校教育専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。）5人。ただし、5人のうち2人は、教授をもって充てる。
 - ア 学校臨床研究コース2人
 - イ 臨床心理学コース、幼児教育コース及び特別支援教育コース各1人
- (3) 次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授11人。ただし、11人のうち3人は、教授をもって充てる。
 - ア 言語系コース、自然系コース及び芸術系コース各2人
 - イ 社会系コース1人
 - ウ 生活・健康系コース4人
- (4) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
- (5) 学校教育実践研究センターから選出された教授1人
- (6) 学務部長
- (7) 教育支援課長
- (8) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

上越教育大学教員免許状更新講習実施委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 次のア及びイの区分により学校教育専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。）5人
 - ア 学校臨床研究コース2人
 - イ 臨床心理学コース、幼児教育コース及び特別支援教育コース各1人
- (3) 次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授11人
 - ア 言語系コース、自然系コース及び芸術系コース各2人
 - イ 社会系コース1人
 - ウ 生活・健康系コース4人
- (4) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
- (5) 学務部長
- (6) 教育支援課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

5 入学試験

上越教育大学入学試験委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 次のア及びイの区分により学校教育専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。）5人。ただし、5人のうち2人は、教授をもって充てる。

- ア 学校臨床研究コース 2 人
- イ 臨床心理学コース、幼児教育コース及び特別支援教育コース各 1 人
- (3) 次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授 11 人。
ただし、11 人のうち 3 人は、教授をもって充てる。
 - ア 言語系コース、自然系コース及び芸術系コース各 2 人
 - イ 社会系コース 1 人
 - ウ 生活・健康系コース 4 人
- (4) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授 1 人
- (5) 保健管理センター所長
- (6) 教務委員会委員長
- (7) 国際交流推進室長
- (8) 学務部長
- (9) 入試課長
- (10) その他学長が指名した者若干人

(委員長等)

第 6 条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

6 その他

上越教育大学附属学校運営委員会規程（抄）

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長 1 人
- (2) 専攻長
- (3) 附属学校長
- (4) 附属学校副校長（副園長を含む。）
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が指名した者若干人

(委員長等)

第 6 条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

国立大学法上越教育大学学術研究委員会規程（抄）

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 附属図書館長
- (3) 学校教育実践研究センター長
- (4) 情報メディア教育支援センター長
- (5) 学系長
- (6) コース長
- (7) 学務部長
- (8) その他学長が指名した者若干人

(委員長等)

第 6 条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

Ⅱ 法人に置く室等

1 法人に置く室（エンジン部分）

国立大学法人上越教育大学総合企画室規程（抄）

（組織等）

第3条 総合企画室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- 2 室長は、学長が指名した副学長をもって充て、総合企画室を統括する。
- 3 室員は、学長が指名した者をもって充てる。
- 4 室長は、必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる者のほか、次長を置くことができる。
- 5 次長は、室長が室員のうちから指名する。
- 6 室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

国立大学法人上越教育大学評価支援室規程（抄）

（組織等）

第4条 評価支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- 2 室長は、学長が指名した副学長又は学長特別補佐をもって充て、評価支援室を統括する。
- 3 室員は、学長が指名した者をもって充てる。
- 4 室長は、必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる者のほか、次長を置くことができる。
- 5 次長は、室長が室員のうちから指名する。
- 6 室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

国立大学法人上越教育大学知的財産本部規程（抄）

（組織等）

第4条 知財本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、学長が指名した副学長をもって充て、知財本部の業務を統括する。
- 3 本部員は、学長が指名した者をもって充てる。
- 4 本部員の任期は、本部員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

国立大学法人上越教育大学地域連携推進室規程（抄）

（組織等）

第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 次長
- (3) 室員
- 2 室長は、学長が指名した理事をもって充て、推進室の業務を統括する。
- 3 次長は、学長が指名した教授をもって充て、室長を助け推進室の業務について調整及び指揮する。
- 4 室員は、学長が指名した者をもって充てる。
- 5 室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨

げない。

国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程（抄）

（組織等）

第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国際交流推進室長（以下「室長」という。）
 - (2) 国際交流を担当する専任教員
 - (3) 協定校担当者（以下「コーディネーター」という。）
 - (4) 学務部長
 - (5) その他学長が指名した者
- 2 室長は、学長が指名した理事をもって充て、推進室の業務を統括する。
- 3 コーディネーターは、学長が指名した教授又は准教授（講師及び助教を含む。）をもって充て、協定校との交流を推進するための業務を処理する。

国立大学法人上越教育大学総合学生支援室規程（抄）

（組織等）

第4条 支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 室員
- 2 室長は、学長が指名した副学長をもって充てる。
- 3 室長は、必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる者のほか、次長を置くことができる。
- 4 次長は、室長が室員のうちから指名する。
- 5 室員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 教務委員会委員長
 - (2) 学生委員会委員長
 - (3) 就職委員会委員長
 - (4) 教育実習委員会委員長
 - (5) 保健管理センター所長
 - (6) 学務部長
 - (7) 教育支援課長
 - (8) 学生支援課長
 - (9) 就職支援室長
 - (10) その他学長が指名した者若干人
- 6 前項第10号に掲げる室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 大学に置く室

上越教育大学G P支援室設置要項（抄）

（組織等）

第4条 支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 室員
- 2 室長は、学長が指名した副学長又は学長特別補佐をもって充て、支援室の業務を統括する。
- 3 室員は、学長が指名した者をもって充てる。
- 4 室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム支援室設置要項（抄）
（組織）

第4条 支援室は、次の支援室員（以下「室員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 教育支援課副課長
- (3) 教育職員免許取得プログラム担当教員若干人
- (4) 学外相談員
- (5) 学校教育学部授業科目「人間教育学セミナー（教職の意義）」授業担当教員若干人
- (6) その他必要な職員

（室長等）

第6条 支援室に室長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 支援室に次長を置き、教育支援課副課長をもって充てる。

「国立大学法人上越教育大学経営協議会，国立大学法人上越教育大学教育研究評議会，上越教育大学教授会及び主な学内委員会の組織等（構成員等）」

1 経営協議会規則

国立大学法人上越教育大学経営協議会規則（抄）

（組織等）

第3条 経営協議会は，次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名した理事 2 人
- (3) 学長が指名した副学長 1 人
- (4) 学長が指名した職員 2 人
- (5) 役員又は職員以外の者で大学に関し広く，かつ，高い識見を有するもののうちから，国立大学法人上越教育大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者若干人
- 2 前項第 5 号の委員の数は，経営協議会の委員の総数の 2 分の 1 以上でなければならない。

2 教育研究評議会

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（抄）

（組織）

第3条 教育研究評議会は，次の各号に掲げる者（以下「評議員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名した理事 1 人
- (3) 副学長
- (4) 附属図書館長
- (5) 学系長
- (6) 専攻長
- (7) 学長が指名した附属学校長 1 人
- (8) 学長が指名した教授若干人
- (9) 学長が指名した事務系職員若干人

3 教授会

上越教育大学教授会規則（抄）

（組織）

第3条 教授会は，次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教授
- (4) 准教授
- (5) 講師
- (6) 助教
- (7) 助手

4 総括

国立大学法人上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会規程（抄）

（組織）

第3条 委員会は，次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
 - (2) 学系長
 - (3) 保健管理センター所長
 - (4) 学長が指名した附属学校長 1 人
 - (5) 総務部長
 - (6) 学務部長
 - (7) その他学長が指名した者若干人
- 2 前項に掲げる委員のうち、少なくとも 1 人は女性とする。

国立大学法人上越教育大学大学評価委員会規程（抄）

（組織）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学校教育実践研究センター長
- (3) 各学系及び専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）各 1 人
- (4) 学長が指名した附属学校長
- (5) 事務局長
- (6) 総務部長
- (7) 学務部長
- (8) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（抄）

（組織）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 各コースから選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）各 1 人。
- (3) 学務部長
- (4) その他学長が指名した者若干人

国立大学法人上越教育大学情報・広報委員会規程（抄）

（組織）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事
- (2) 各学系から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。）各 1 人
- (3) 学校教育実践研究センター及び情報メディア教育支援センターから選出された教授又は准教授各 1 人
- (4) 学長が指名する附属学校副校長（副園長を含む。） 1 人
- (5) 総務部長
- (6) 学務部長
- (7) その他学長が指名した者若干人

国立大学法人上越教育大学施設安全・環境委員会規程（抄）

（組織）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 各学系から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）各 2 人

- (3) 学長が指名した附属学校長 1 人
- (4) 総務部長
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学大学改革委員会規程（抄）

（組織）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 理事（非常勤を除く。）
- (2) 学長が指名した副学長
- (3) 学長が指名した教授又は准教授（講師及び助教を含む。）
- (4) 総務部長
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が指名した者若干人

5 財務・施設

上越教育大学配分予算検討委員会規程（抄）

（組織）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学校教育実践研究センター長
- (3) コース長
- (4) 連合研究科副研究科長
- (5) 財務課長
- (6) その他学長が指名した者若干人

6 教務・学生

国立大学法人上越教育大学カリキュラム企画運営会議規程（抄）

（組織）

第 4 条 企画運営会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長若干人
- (2) 教務委員会から選出された者 1 人
- (3) 教育実習委員会から選出された者 1 人
- (4) ファカルティ・ディベロップメント委員会から選出された者 1 人
- (5) 総務部企画室長
- (6) 学務部教育支援課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学教務委員会規程（抄）

（組織）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 次のア及びイの区分により学校教育専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。） 5 人。ただし、5 人のうち 2 人は、教授をもって充てる。
 - ア 学校臨床研究コース 2 人
 - イ 臨床心理学コース、幼児教育コース及び特別支援教育コース各 1 人
- (3) 次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授 11

- 人。ただし、11人のうち3人は、教授をもって充てる。
- ア 言語系コース，自然系コース及び芸術系コース各2人
 - イ 社会系コース1人
 - ウ 生活・健康系コース4人
- (4) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
 - (5) 学校教育実践研究センターから選出された教授1人
 - (6) 学務部長
 - (7) 教育支援課長
 - (8) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学教育実習委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学校教育専攻の各コースから選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。）各1人
- (2) 教科・領域教育専攻の各コースから選出された教授又は准教授各1人
- (3) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
- (4) 学校教育実践研究センターから選出された教授又は准教授8人。ただし、8人のうち6人は、特任教授又は特任准教授をもって充てる。
- (5) 附属学校副校長（副園長を含む。）
- (6) 学務部長
- (7) 教育支援課長
- (8) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学学生委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 次のア及びイの区分により 学校教育専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。）5人。ただし、5人のうち2人は、教授をもって充てる。
 - ア 学校臨床研究コース2人
 - イ 臨床心理学コース，幼児教育コース及び特別支援教育コース各1人
- (2) 次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授11人。ただし、11人のうち3人は、教授をもって充てる。
 - ア 言語系コース，自然系コース及び芸術系コース各2人
 - イ 社会系コース1人
 - ウ 生活・健康系コース4人
- (3) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
- (4) 保健管理センター所長
- (5) 学務部長
- (6) 学生支援課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学就職委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 次のアからウまでの区分により学校教育専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。）4人
 - ア 学校臨床研究コース2人
 - イ 臨床心理学コース1人

- ウ 幼児教育コース又は特別支援教育コース1人
- (2) 次のア及びイの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授9人
 - ア 言語系コース, 自然系コース, 芸術系コース及び生活・健康系コース各2人
 - イ 社会系コース1人
- (3) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
- (4) 学務部長
- (5) 就職支援室長
- (6) その他学長が指名した者若干人

7 入学試験

上越教育大学入学試験委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 次のア及びイの区分により学校教育専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。以下同じ。）5人。ただし、5人のうち2人は、教授をもって充てる。
 - ア 学校臨床研究コース2人
 - イ 臨床心理学コース, 幼児教育コース及び特別支援教育コース各1人
- (3) 次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授11人。ただし、11人のうち3人は、教授をもって充てる。
 - ア 言語系コース, 自然系コース及び芸術系コース各2人
 - イ 社会系コース1人
 - ウ 生活・健康系コース4人
- (4) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
- (5) 保健管理センター所長
- (6) 教務委員会委員長
- (7) 国際交流推進室長
- (8) 学務部長
- (9) 入試課長
- (10) その他学長が指名した者若干人

8 その他

上越教育大学附属図書館運営委員会規程（抄）

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 専攻長
- (3) 学術情報課長
- (4) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学学校教育実践研究センター運営委員会規程（抄）

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名した兼務教員
- (3) 学長が指名した特任教員
- (4) 各学系から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）各1人
- (5) 学長が指名した附属学校副校長（副園長を含む。）1人
- (6) 学務部長

- (7) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学保健管理センター運営委員会規程（抄）

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 兼務教員
- (3) 学生委員会委員長
- (4) 各専攻から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）各1人
- (5) 総務部長
- (6) 学務部長
- (7) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学情報メディア教育支援センター運営委員会規程（抄）

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 兼務教員
- (3) 国立大学法人上越教育大学情報セキュリティポリシー（平成16年4月1日制定）に規定する情報セキュリティ管理者
- (4) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学心理教育相談室運営委員会規程（抄）

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 相談員
- (3) 保健管理センター所長
- (4) 特別支援教育実践研究センターから選出された教授又は准教授1人
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学特別支援教育実践研究センター運営委員会規程（抄）

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 兼務教員
- (3) 学校教育専攻特別支援教育コースから選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）1人
- (4) 心理教育相談室から選出された教授又は准教授1人
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が指名した者若干人

上越教育大学附属学校運営委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長1人
- (2) 専攻長
- (3) 附属学校長
- (4) 附属学校副校長（副園長を含む。）
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が指名した者若干人

国立大学法上越教育大学学術研究委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 附属図書館長
- (3) 学校教育実践研究センター長
- (4) 情報メディア教育支援センター長
- (5) 学系長
- (6) コース長
- (7) 学務部長
- (8) その他学長が指名した者若干人

国立大学法人上越教育大学事務連絡会設置要項（抄）

（所掌事項）

2 事務連絡会は、次の各号に掲げる事項に関し、本法人に関係する各種事案について協議するとともに情報の共有を図る。

- (1) 部、課又は室所掌の懸案等に関する事。
- (2) 全国会議・ブロック会議等における重要な協議・報告事項に関する事。
- (3) その他事務運営に関し、事務局長が必要と認めた事。

（組織）

3 事務連絡会は、事務局長、部長、課長及び室長（以下「構成員」という。）をもって組織する。

（議長等）

- 4 事務連絡会に議長を置き、事務局長をもって充てる。
- 5 議長は、事務連絡会を招集し、これを主宰する。
- 6 事務連絡会は原則定例開催とし、毎月第一木曜日に開催する。
- 7 議長は、必要があると認めるときは、臨時に事務連絡会を開催することができる。

○国立大学法人上越教育大学監事監査規則

(平成16年4月1日)
規則第8号

改正 平成21年1月13日規則第4号

国立大学法人上越教育大学監事監査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号）第8条第5項の規定に基づき、監事が行う監査及び意見の提出に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の財務内容を含む業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、本法人の業務について行うものとする。

(監査の方法)

第4条 監査の方法は、書面監査と実地監査によるものとする。

(監査計画)

第5条 監事は、毎事業年度の監査計画を作成し、あらかじめ学長に提出しなければならない。ただし、臨時に監査を行うときは、その都度、監査項目、実施時期、監査方法等を文書で学長に提出するものとする。

2 監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点項目
- (3) 監査の実施期間
- (4) 監査の方法

3 定期監査の監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 業務の監査

- ア 法令、業務方法書及び本法人の諸規程等の実施状況
- イ 中期目標、中期計画及び年度計画の実施状況
- ウ 組織運営状況
- エ 人事管理状況

(2) 会計の監査

- ア 年次決算の状況
- イ 予算の執行及び資金運用の状況
- ウ 収入及び支出の状況
- エ 固定資産の管理状況

オ 契約の状況

カ 人件費の支給状況

4 監査手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監査対象部局の長（ただし、上越教育大学の学生宿舍及び赤倉課外活動施設は、事務局に含む。）からの概況聴取

(2) 帳簿その他証拠書類の原本確認

(3) 現地の調査

（監事以外の役員への質問等）

第6条 監事は、監査の際、監事以外の役員に対し必要に応じて質問し、又は説明、資料の提出を求めることができる。

2 監事以外の役員は、監事が行う監査に協力しなければならない。

（監査終了後の措置）

第7条 監事は、監査終了後速やかに監査結果に基づく報告書を作成し、遅滞なく学長に提出するものとする。

2 報告書に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 監査結果の概要

(2) 是正又は改善を要する事項

(3) その他必要と認めた事項

3 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に対し意見を提出するものとする。

4 学長は、第1項の報告書に意見が付されている場合は、当該意見に対する回答を監事にしなければならない。

（事故又は異例な事態の報告）

第8条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、職員は速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

（事務の処理）

第9条 監査に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（細則）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、学長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

平成 2 2 年 4 月 1 日

国立大学法人上越教育大学長
若 井 彌 一 殿

国立大学法人上越教育大学

監 事 長谷川 彰

監 事 大 原 啓 資

「平成 2 2 年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」について（提出）

国立大学法人上越教育大学監事監査規則（平成 1 6 年 4 月 1 日，規則第 8 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき，「平成 2 2 年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」を作成しましたので，別紙のとおり提出します。

平成22年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画

(平成22年4月1日)

第1 監査の基本方針

1 基本方針

国立大学法人上越教育大学監事監査規則（平成16年4月1日制定）に基づき監査を実施する。

2 回付文書

監査の実施に当たり必要な資料として、あらかじめ以下の文書の回付を求める。

- (1) 業務方法書及び重要な規則等の制定並びに改廃に関する文書
- (2) 中期目標，中期計画及び年度計画に関する文書
- (3) 事業計画及び予算に関する文書
- (4) 許認可等に関する官公署に対する申請並びに官公署からの文書
- (5) 重要な契約に関する文書
- (6) 資金計画及び資金運用に関する文書
- (7) 重要な財産の取得及び処分並びに管理に関する文書
- (8) 訴訟に関する文書
- (9) 事故に関する文書
- (10) 文部科学省その他の行政機関から受けた重要な通達等の文書
- (11) 業務の運営に関する重要な報告，供閲等の文書
- (12) その他業務の執行上重要又は異例な事項に関する文書

第2 監査の重点項目

1 業務の監査

- (1) 諸規則の整備及び実施状況
- (2) 中期目標，中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織運営状況
- (4) 保有個人情報の管理状況

2 会計の監査

- (1) 財務会計システムの整備及び運用状況
- (2) 内部統制の整備及び運用状況
- (3) 資産の管理状況

第3 監査の実施期間

1 業務の監査

平成22年度の業務監査は、年度終了後の平成23年5月中旬から6月上旬にかけて、別途日程を調整のうえ実施する。また、監査を効率的に実施するため、事業

年度の中間時点（平成22年10月）に監査を実施し，中期計画・年度計画への対応方針等について，各部局等から説明を聴取する。

なお，個別の事項については，文書の回付時等の際に必要な応じて質問し，又は説明若しくは資料を求める。

2 会計の監査

平成22年度の会計監査は，月次監査及び年次監査を行う。

(1) 月次監査

月次監査は，毎月中旬に前月の決算の状況等について実施する。

なお，個別の事項については，文書の回付時等の際に必要な応じて質問し，又は説明若しくは資料を求める。

(2) 年次監査

平成22年度の年次監査は，年度終了後の平成23年5月上旬から6月上旬にかけて，別途日程を調整のうえ実施する。

第4 監査の方法

1 業務の監査

(1) 全部局等を監査対象とし，中期計画への対応方針，年度計画の実施状況等について，関係書類に基づいての概況聴取，また必要な応じて個別聴取を行う。

(2) その他必要な事項を監査する。

2 会計の監査

(1) 月次監査

① 財務課及び施設マネジメント課を監査対象とし，前月の決算関係書類を精査し，前月の決算の状況等を監査する。

② その他必要な事項を監査する。

(2) 年次監査

① 財務課及び施設マネジメント課を監査対象とし，会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い，契約の状況等を監査する。

② 財務課及び施設マネジメント課を監査対象とし，年度の決算関係書類を精査し，年度の決算の状況等を監査する。

③ 全部局等を監査対象とし，物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い，管理状況を監査する。

④ その他必要な事項を監査する。

監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学

学長 若井 彌一 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成21年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。

平成22年 6 月 9 日

国立大学法人上越教育大学

監 事 長谷川 彰

監 事 大原啓資

平成22年度教職員研修計画

研修主催者別区分・研修名		対象者	実施機関等	開催時期	備考		
〃 新任職員研修		新任教職員	総務課	6/30			
〃 自己啓発セミナー		事務局職員	総務課	4～3月	放送大学：年2回		
新潟県内国立学校等新採用職員研修		新採用職員等	県内3大学の当番制	6/22～24	本学で実施		
〃 国立学校等中堅職員研修		中堅職員等		未定	新潟大学で実施		
〃 国立学校等係長研修		主査（係長相当職）		10～11月	本学で実施		
新潟大学スキルアップセミナー（管理職）		副課長以上	新潟大学	11月頃	新潟大学主催		
新潟大学スキルアップセミナー（リーダー）		主任・主査	〃	11月頃			
新潟大学スキルアップセミナー（中堅）		5年～主任	〃	11月頃			
新潟大学スキルアップセミナー（若手）		新採用～5年	〃	11月頃			
生涯生活設計セミナー		40歳以上55歳未満の教職員等	県内3大学の当番制	本年度なし	（隔年開催）		
退職準備セミナー		55歳以上の教職員	新潟大学	11月頃	新潟大学が毎年実施		
校長・教頭	中堅教員研修	小学校・中学校教員， 小学校・中学校教務主任	独立行政法人教員 研修センター	7月～8月 11月～12月			
国立 立大 学協 会	大学 マ ネ ジ メ ン ト セ ミ ナ ー	トップセミナー（学長セミナー）	学長等	国大協	8/26～27		
		大学マネジメントセミナー （組織体制・支援体制） （自己収入の拡大） （教育・研究機能の向上）	学長，理事，部局長， 幹部事務職員	国大協	9/13 10/22 11/16		
	一 般 専 門 研 修 関 係	国立大学法人等部課長級研修	部長級職員・課長級職員	国大協	未定		
		国立大学法人総合損害保険研修会	保険実務担当者		6/14		
		大学 等 が 合 同 で 行 う 研 修	<階層別研修> 係長研修	係長級職員	国大協各ブロック （国大協東京地 区支部，関東 ・甲信越地区 支部の合同主 催）	未定	
			<専門研修> 関東甲信越東京地区実践セミナー 広報の部 人事・労務の部 財務の部 産学連携の部 情報の部	課長補佐相当職以下		未定 未定 未定 未定	
			法人会計研修	会計実務1年以上の中堅職員		未定	
職員啓発セミナー	課長補佐相当職以下	未定	本学当番				
人事院	係長研修	係長（40歳未満）	人事院関東事務局	未定		参加希望を出しているが，人事院の定員枠があり，その枠に入った場合のみ開催通知がくる。（総定員のうち3割が国立大学法人・独立行政法人枠）	
	女性職員キャリアサポートセミナー	係長級	〃	未定			
	メンター養成研修	係長以上	〃	未定			

管理運営に関する主な規則一覧

第 1 章 基本

- 国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第 1 号）
- 国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第 1 号）

第 2 章 組織・管理

- 国立大学法人上越教育大学役員会規則（平成16年規則第 1 号）
- 国立大学法人上越教育大学経営協議会規則（平成16年規則第 2 号）
- 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（平成16年規則第 3 号）
- 国立大学法人上越教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第 4 号）
- 上越教育大学教授会規則（平成16年規則第 5 号）
- 上越教育大学教授会の組織に関する申合せ（平成16年教授会）
- 上越教育大学連合大学院委員会規程（平成16年規程第 1 号）
- 国立大学法人上越教育大学危機管理室規程（平成19年規程第14号）
- 国立大学法人上越教育大学総合企画室規程（平成16年規程第 2 号）
- 国立大学法人上越教育大学評価支援室規程（平成18年規程第30号）
- 国立大学法人上越教育大学知的財産本部規程（平成16年規程第 3 号）
- 国立大学法人上越教育大学地域連携推進室規程（平成16年規程第 4 号）
- 国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程（平成16年規程第 5 号）
- 国立大学法人上越教育大学総合学生支援室規程（平成22年規程第10号）
- 上越教育大学教育研究組織規則（平成20年規則第 1 号）
- 国立大学法人上越教育大学事務組織規則（平成16年規則第 7 号）
- 国立大学法人上越教育大学広報室規程（平成19年規則第20号）
- 国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第 4 号）
- 国立大学法人上越教育大学監事監査規則（平成16年規則第 8 号）
- 国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）
- 上越教育大学拉致被害者子女教育支援室設置要項（平成16年事務局長裁定）
- 国立大学法人上越教育大学事務連絡会設置要項（平成19年規程第20号）
- 国立大学法人上越教育大学G P 支援室設置要項（平成17年学長裁定）

第 3 章 委員会

第 1 節 総括

- 国立大学法人上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会規程（平成17年規程第25号）
- 国立大学法人上越教育大学大学評価委員会規程（平成16年規程第 9 号）
- 国立大学法人上越教育大学情報・広報委員会規程（平成16年規程第10号）
- 国立大学法人上越教育大学施設安全・環境委員会規程（平成16年規程第11号）
- 上越教育大学大学改革委員会規程（平成18年規程第 1 号）

○国立大学法人上越教育大学発注者綱紀保持委員会要項（平成18年学長裁定）

第2節 人事

○上越教育大学教員選考委員会規程（平成16年規程第97号）

第3節 財務・施設

○上越教育大学配分予算検討委員会規程（平成16年規程第12号）

第4章 庶務

○国立大学法人上越教育大学防災規則（平成16年規則第9号）

第5章 人事

第1節 就業・服務

○国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号）

○国立大学法人上越教育大学教員就業規程（平成16年規程第34号）

○国立大学法人上越教育大学教員任期規程（平成16年規程第104号）

○国立大学法人上越教育大学任期付一般職員採用及び給与特例規程（平成16年規程第35号）

○国立大学法人上越教育大学職員再雇用規程（平成18年規程第6号）

○国立大学法人上越教育大学職員労働時間、休暇等規程（平成16年規程第47号）

○国立大学法人上越教育大学安全衛生管理規程（平成16年規程第51号）

第2節 選考

○国立大学法人上越教育大学学長選考規則（平成16年規則第33号）

○国立大学法人上越教育大学理事選考規則（平成16年規則第12号）

○上越教育大学副学長選考規則（平成16年規則第13号）

○上越教育大学附属図書館長等選考規則（平成16年規則第14号）

○国立大学法人上越教育大学教員選考基準規程（平成16年規程第58号）

第6章 財務・施設

○国立大学法人上越教育大会計規則（平成16年規則第16号）

○国立大学法人上越教育大学契約事務取扱規程（平成16年規程第62号）

○国立大学法人上越教育大学固定資産等管理規程（平成16年規程第63号）

○国立大学法人上越教育大学施設有効活用規程（平成16年規程第66号）

○国立大学法人上越教育大学毒物・劇物取扱規程（平成16年規程第67号）

○国立大学法人上越教育大学実験廃棄物等取扱規程（平成16年規程第68号）

○国立大学法人上越教育大学電気工作物保安規程（平成16年規程第69号）

国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針

平成18年 3 月 15 日
教育研究評議会

上越教育大学の理念・目的を最適に実現するとともに教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に係る基本方針を定めるものとする。

- 1 教育に関する臨床的研究の推進とその成果に基づいて優れた教育実践力を有する教育者の養成と現職教員の資質向上への取組が円滑に進むよう、教員人事は大学全体で行うものとする。
 - (1) 柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導，研究等，機能や目的に応じ，柔軟で多様な人事を行うものとする。
 - (2) 教員の流動性を高め，教育・研究・社会貢献の高度化と活性化を図るものとする。
 - (3) 学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから，学校現場における教育経験を有する者の雇用促進を図るものとする。
 - (4) 国内外を問わず優れた人材の確保及び男女共同参画社会の実現に向け，外国人及び女性の雇用促進を図るものとする。
- 2 教育研究活動の不断の活性化，教員人事の客観性及び透明性を高めるため，教員人事はシンプルで明確な基準によって管理するものとする。
 - (1) 教員の採用及び昇任等（以下「選考」という。）は，本学の理念・目的に沿って行うものとする。
 - (2) 教員の選考に当たっては，学長が選考の目的・理由を明確にし，教育研究評議会に発議して行うものとする。
 - (3) 教員の採用は，原則として公募とする。
 - (4) 教員候補者の選考は，教授以上を構成員とする教授会（以下「人事教授会」という。）に置く教員選考委員会が候補者を決定し，人事教授会の議を経て，教育研究評議会が行うものとする。
 - (5) 教員の選考に当たっては，履歴，研究業績，教育業績，社会貢献，教育や研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに，面接，授業，講義録等により，教育の能力を具体的に評価するものとする。
 - (6) この方針に沿った教員選考基準を作成し，公開するものとする。

平成22年度から平成27年度までの予算，収支計画及び資金計画
【国立大学法人上越教育大学中期計画（抜粋）】

1. 予 算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	18,582
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	150
自己収入	5,540
授業料及び入学料検定料収入	4,923
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	617
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	662
長期借入金収入	0
計	24,934
支出	
業務費	24,122
教育研究経費	24,122
診療経費	0
施設整備費	150
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	662
長期借入金償還金	0
計	24,934

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額16,624百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人上越教育大学役員退職手当規程及び同職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ① 「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の
人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤ 「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,784
経常費用	24,784
業務費	23,324
教育研究経費	4,698
診療経費	0
受託研究費等	555
役員人件費	376
教員人件費	13,126
職員人件費	4,569
一般管理費	1,245
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	215
臨時損失	0
収入の部	24,784
経常収益	24,784
運営費交付金収益	18,500
授業料収益	3,844
入学金収益	789
検定料収益	157
附属病院収益	0
受託研究等収益	555
寄附金収益	107
財務収益	0
雑益	617
資産見返負債戻入	215
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,974
業務活動による支出	24,205
投資活動による支出	729
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	40
資金収入	24,974
業務活動による収入	24,784
運営費交付金による収入	18,582
授業料及び入学金検定料による収入	4,923
附属病院収入	0
受託研究等収入	555
寄附金収入	107
その他の収入	617
投資活動による収入	150
施設費による収入	150
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	40

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

施設有効活用に当たってのスペースの活用について

1 チャージスペースの範囲

教員貸与スペースのうちのチャージスペースとは、「大学が直接管理して使用するスペース」、「学生（大学院学生・学部学生）スペース」、「教員研究室」及び「教員等に課金なしで貸与するスペース」を除くスペースを言い、課金して貸与するスペース（部屋）を言う。

2 利用申請

「チャージスペース」の利用を希望する者は、別に定める「共用スペース等利用申請書（以下、「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

3 利用に係る経費

チャージスペースの利用者は、当該利用に係る必要な経費を別に定めるところにより負担しなければならない。

4 利用期間

「チャージスペース」の利用期間は1年毎とし、1年を超えて使用するときは、改めて申請書を提出し、許可を受けるものとする。

5 貸与数の上限

教員1名に貸与する部屋の上限数は、「教員等に課金なしで貸与するスペース」2室、「チャージスペース」1室、合計3室とする。なお、「教員1名に貸与する」とは、教員に単独で貸与する場合のほかに、その教員をグループ代表者として貸与する場合も含むものとする。

6 利用の終了

利用者は、「チャージスペース」の利用を終了するときは、所定の終了届を学長に提出するとともに、原則として使用したスペースを現状に復さなければならない。

7 その他

「教員等は無償で貸与するスペース」の中には、コースや科目群等に対して課金なしで貸与する部屋（原則として学内共同利用スペース）も含まれ、これについての貸与数の上限は特に定めないものとする。貸与数は、現在の状況、コースや科目群等での教育面からの必要性等を勘案して決定する。

この取扱いは、平成22年度使用するスペースから適用する。

チャージスペース等の利用に係る経費及び貸与方法の取扱いについて

教員貸与スペースのうち、「教員等に課金なしで貸与するスペース」及び「チャージスペース」の「利用に係る経費」及び「貸与者の優先順位の決定方法」については、下記のとおり取扱う。

記

【利用に係る経費】

区分	1㎡当たりの金額(年額)	備 考
1室目	課金なし	
2室目	課金なし	
3室目	4,000円	

(注1) 1室を複数の教員で使用する場合も可とする。

[参 考]

人文棟104室(中講義室)程度の部屋を利用する場合

- ・ 1室目…無償
- ・ 2室目…無償
- ・ 3室目… $66\text{m}^2 \times 4,000\text{円} = 264,000\text{円}$

【貸与者の優先順位の決定方法】

1. 個人又はグループ代表者が平成21年度使用している部屋を引き続き使用する
場合の1室目及び2室目(課金なし)
2. 平成21年度に個人又はグループ代表者として1室も使用していない者が、
新たに使用を希望する1室目(課金なし)
3. 上記1の者の3室目(課金あり)及び上記2の者の2室目(課金なし)

(注1) グループの代表となって貸与された場合も、1室使用したこととなる。

(注2) 決定に当たっては、これまで使用されていた、その部屋の機能・特性も尊重・考慮して決定する。

(注3) 優先順位が同一条件である場合については、状況等を検討の上、大学側で貸与者を決定する。

(注4) 上記の他、コースや科目群等に対して課金なしで貸与する部屋(原則として学内共同利用スペース)についても、当該コースや科目群等の意見を聴き、決定する。

【利用料収益の使途】

- ・ 利用料収益の全てを教員研究費等で教員に再配分するものとし、その方法については学長団が検討する。

「国立大学法人上越教育大学基本規則，学則及び役職員選考規則」

1 基本規則

国立大学法人上越教育大学基本規則（抄）

第4章 役員，職員及び役員会

（役員）

第8条 本法人に，次の役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事 3人
- (3) 監事 2人

2 学長は，学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項に規定する職務を行うとともに，本法人を代表し，その業務を総理する。

3 理事は，学長の定めるところにより，学長を補佐して本法人の業務を掌理し，学長に事故があるときはその職務を代理し，学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は，本法人の業務を監査する。

5 第1項に規定する役員を選考，任期その他必要な事項は，別に定める。

（学長の任命及び任期等）

第9条 学長任命の申出は，法人法第12条第1項の規定に基づき，本法人が文部科学大臣に対して行う。

2 前項の申出は，法人法第12条第2項の規定に基づき，本法人に置く学長選考会議の選考により行うものとし，同会議の組織及び運営等に関し必要な事項は，別に定める。

3 学長の任期は，2年以上6年を超えない範囲内において，学長選考会議の議を経て，別に定める。

（理事の任命及び任期）

第10条 理事の任命は，法人法第12条第7項に規定する者のうちから，学長が行う。

2 学長は，理事を任命するに当たっては，その任命の際現に本法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 理事の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，理事の任期の末日は，当該理事を任命する学長の任期の末日以前とする。

（監事の任命及び任期）

第11条 監事の任命は，法人法第12条第8項の規定により，文部科学大臣が行う。

2 監事の任期は，2年とする。ただし，補欠の監事の任期は，前任者の残任期間とする。

3 監事は，法人法第15条第4項の規定により，再任されることができる。

（職員）

第15条 本法人に，副学長，教員及び事務系職員を置く。

2 前項に規定するもののほか，学長が必要と認めるときは，必要な職員を置くことができる。

3 職員の採用，就業その他必要な事項は，別に定める。

2 学 則

上越教育大学学則（抄）

第4節 各組織の長

（各組織の長）

第16条 本学に，附属図書館長，学校教育実践研究センター長，保健管理センター所長，情報メディア教育支援センター長，心理教育相談室長，特別支援教育実践研究センター長及び附属学校長を置く。

2 前項に規定する者の選考，任期その他必要な事項は，別に定める。

（学系長）

第17条 本学に，学系長を置く。

2 前項に規定する者の選考，任期その他必要な事項は，別に定める。

(専攻長)

第18条 本学に、専攻長を置く。

2 前項に規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第19条 本学の大学院学校教育研究科に、学校教育研究科長（以下「研究科長」という。）を置き、学長をもって充てる。

3 役員等選考規則

国立大学法人上越教育大学学長選考規則（抄）

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号。以下「基本規則」という。）第8条第5項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の学長の選考及び任期について必要な事項を定める。

国立大学法人上越教育大学理事選考規則（抄）

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号）第8条第5項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の理事の選考及び任期等について定める。

上越教育大学副学長選考規則（抄）

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号）第15条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の副学長の選考及び任期等について定める。

4 組織の長選考規則

上越教育大学附属図書館長等選考規則（抄）

(趣旨)

第1条 この規則は、上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、上越教育大学（以下「本学」という。）の附属図書館長、学校教育実践研究センター長、保健管理センター所長、情報メディア教育支援センター長、心理教育相談室長、特別支援教育実践研究センター長、附属学校長、学系長及び専攻長（以下「館長等」という。）の選考及び任期等について定める。

5 教育研究組織関係

上越教育大学教育研究組織規則（抄）

(学系長)

第4条 学長は、前条第1項に規定する各学系に、学則第17条第1項に規定する学系長を置く。

2 学系長は、学長の命を受けて当該学系における管理運営に係る校務を統括し、当該学系所属教員の服務監督責任を負う。

(副学系長)

第5条 学長は、第3条第1項に規定する各学系に、副学系長を置く。

2 副学系長は、所属する学系の学系長を補佐する。

3 副学系長は、学系長の推薦に基づき当該学系の教授のうちから、学長が指名する。

4 副学系長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任

期は、前任者の残任期間とする。

(専攻長)

第8条 学長は、前条第1項に規定する各専攻に、学則第18条第1項に規定する専攻長を置く。

2 専攻長は、学長の命を受けて当該専攻の運営に係る校務を統括し、当該専攻における教育の質的水準の維持・向上に取り組むものとする。

(コース長)

第9条 学長は、第7条第1項に規定する各コースに、コース長を置く。

2 コース長は、当該コースの運営に当たるとともに、所属する専攻の専攻長を補佐する。

3 コース長は、専攻長の推薦に基づき当該コースの教授のうちから、学長が指名する。この場合において、専攻長は所属するコースのコース長を兼ねることができるものとする。

4 コース長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

教職への夢を現実に！ 実績のある大学院 上教大でプロの指導力を！

大学院説明会開催

大学院説明会
 上越 5月22日(土) 13:00~16:00
 東京 6月 5日(土) 13:00~16:00

大学院入学相談会
 大宮 福岡 5月15日(土) 13:00~17:00
 新潟 仙台 6月12日(土) 13:00~17:00

▶ 詳しくはこちら



教職大学院
▶ 紹介ビデオはこちら

大学の取組み
▶ 専門職大学院GP ▶ 特色GP

公開情報
▶ 広報誌JUENはこちら

入試情報
▶ 学校教育学部 ▶ 大学院

資料請求
▶ 学校教育学部 ▶ 大学院

- ▶ 新型インフルエンザ関連情報
- ▶ 附属学校
- ▶ 連合大学院
- ▶ 同窓会
- ▶ 振興協会
- ▶ 教員免許状更新講習
コンソーシアム新潟
- ▶ 上越市
- ▶ 関連サイト
- ▶ 上越教育大学リポジトリ
- ▶ アーカイブ

重要なお知らせ

- ・4月23日 第3回(平成22年度)辰野千壽教育賞募集要項を公表しました。
- ・4月1日 平成22年度大学院説明会及び大学院入学相談会のお申込み受付を開始しました。

ニュース&トピックス 一覧はこちら **更新情報** 一覧はこちら

10.05.13
日本最古のシンカイヒバリガイ類化石(新種)を本学教授が発見しました。

10.04.13
4月6日(火)に挙行した入学式の様子と学長告辞を掲載しました。

10.04.12
3大学連携による教員研修連続講座を5月8日(土)~6月26日(土)に開催します。

10.04.12
教職大学院第2回新潟サテライト講座を5月8日(土)~7月10日(土)に開催します。

10.04.12
教職大学院中越講座を5月15日(土)~7月17日(土)に開催します。

10.03.26
3月19日(金)に挙行した卒業式の様子と学長生辞を掲載しました。

10.05.12
平成23年度大学院学生募集要項を掲載しました。

10.05.12
学報の最新号を掲載しました。

10.05.07
大学院の過去3年間のコース別選抜状況及び過去10年間の選抜状況の情報を更新しました。

10.04.19
平成23年度大学院学生募集概要を掲載しました。

10.04.07
学校教育学部の入学相談会・進学相談会の情報を更新しました。

10.04.07
オープンキャンパス2010のご案内を掲載しました。

Google

Google検索

wwwを検索 このサイト内を検索

[大学案内](#)

[学校教育学部](#)

[大学院](#)

[教育研究組織／附属施設](#)

[キャンパスライフ](#)

[アクセスガイド](#)

[ホーム](#) [サイトマップ](#)

サイトマップ

訪問者別エントランス

[社会人・一般の方へ](#)
[入学を希望される方へ](#)
[卒業生・修了生の方へ](#)
[在学生の方へ](#)
[職員の方へ](#)
[図書館をご利用の方へ](#)

学校教育学部

[入試情報](#)
[学部の組織等](#)
[専修・コースについての紹介](#)
[卒業要件と取得できる免許状・資格](#)
[カリキュラム](#)
[シラバス](#)
[教育研究組織](#)
[教育研究スタッフ](#)
[学生の海外留学・研修](#)
[科目等履修生・研究生](#)
[学校教育学部学部紹介ビデオ](#)

教育研究組織・附属施設・附属学校

[教育研究組織](#)
[附属図書館・各センター](#)
[附属幼稚園](#)
[附属小学校](#)
[附属中学校](#)
[大宮サテライトキャンパス](#)
[新潟サテライト](#)
[赤倉野外活動施設](#)

大学の取組み

[○教育・研究関連](#)
[専門職大学院GP<専門職大学院等教育推進プログラム>](#)
[特色GP<特色ある大学教育支援プログラム>](#)
[教員養成GP<資質の高い教員養成推進プログラム>](#)
[大学教育の国際化推進プログラム](#)
[研究活動\(研究プロジェクト\)](#)
[フレンドシップ事業](#)

大学案内

[学長メッセージ](#)
[役員等紹介](#)
[大学の概要](#)
[大学憲章](#)
[基本規則](#)
[学 則](#)
[業務方法書及び中期目標・中期計画](#)
[地域連携・大学間連携](#)
[国際交流](#)
[知的財産本部](#)
[スタッフ募集](#)

大学院学校教育研究科

[入試情報](#)
[専攻・コースの教育・研究内容](#)
[履修方法及び修了要件等](#)
[取得免許状・資格](#)
[シラバス](#)
[教育研究組織](#)
[教育研究スタッフ](#)
[教育職員免許取得プログラム](#)
[臨床心理士養成の大学院指定](#)
[学生の海外留学・研修](#)
[科目等履修生・研究生](#)
[先輩院生の声](#)
[大学院紹介ビデオ\(修士課程\)](#)
[大学院紹介ビデオ\(教職大学院\)](#)

キャンパスライフ

[学生生活](#)
[就職支援](#)
[納付金](#)

公開情報

[行事予定](#)
[学会・研究会・シンポジウム情報](#)
[広報刊行物の公開](#)
[教員著書紹介](#)
[上越教育大学リポジトリ](#)
[法人文書の情報公開](#)
[個人情報保護](#)
[情報提供\(独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報等\)](#)
[役員会等議事要旨](#)

大学院連合学校教育学研科(博士課程)

[兵庫教育大学大学院連合学校教育学研科](#)

アクセスガイド

[交通アクセス](#)
[キャンパス周辺の概況](#)
[部局所在地一覧](#)

新着情報(お知らせ)

関連サイト

お問合せ

English

[学校コンサルティング事業](#)

[大学授業公開\(授業公開・授業評価\)](#)

[ファカルティ・ディベロップメント研修会資料\(学内限定\)](#)

[学位論文等発表会](#)

[学生による授業評価報告書\(学内限定\)](#)

[理科授業アイデア講座](#)

[各種評価情報](#)

[調達情報](#)

[研究助成情報](#)

[このサイトについて](#)

[プライバシーポリシー](#)

[国立大学法人上越教育大学情報セキュリティポリシー\(抄\)](#)

○講演会・講習会等

[公開講座](#)

[講演会](#)

[出前講座](#)

[免許法認定公開講座](#)

[特別支援学校教員専門性向上事業免許法認定講習](#)

[学校図書館司書教諭講習](#)

[教員免許状更新講習コンソーシアム新潟](#)

[人形浄瑠璃「弘知法印御伝記」上演](#)

○危機管理・その他

[防災体制・災害支援体制](#)

[危機管理](#)

[研究活動における不正行為\(研究成果の捏造, 改ざん, 盗用\)の告発受付窓口](#)

[研究費の不正使用防止に向けた取組](#)

[男女共同参画の推進](#)

[次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画](#)

[セクハラ対策委員会サイト](#)

[自動体外式除細動器\(AED\)の設置](#)

[キャンパス敷地内全面禁煙について](#)

[大学PRグッズ](#)



[サイト規約 | プライバシーポリシー](#)

このページは上越教育大学広報室が管理しています。

このページに関するご意見・お問合せは kouhou@juen.ac.jp までお願いします。

[作成: 2004.4.1] [最終更新: 2010.5.10]

〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地

Copyright©2004-2008 Joetsu University of Education. All rights Reserved.

各種評価情報

- ▶ [各事業年度における業務の実績に関する報告書及び評価結果](#)
- ▶ [中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書及び評価結果](#)
- ▶ [大学機関別認証評価](#)
- ▶ [大学評価・学位授与機構による試行的大学評価](#)

年次報告書

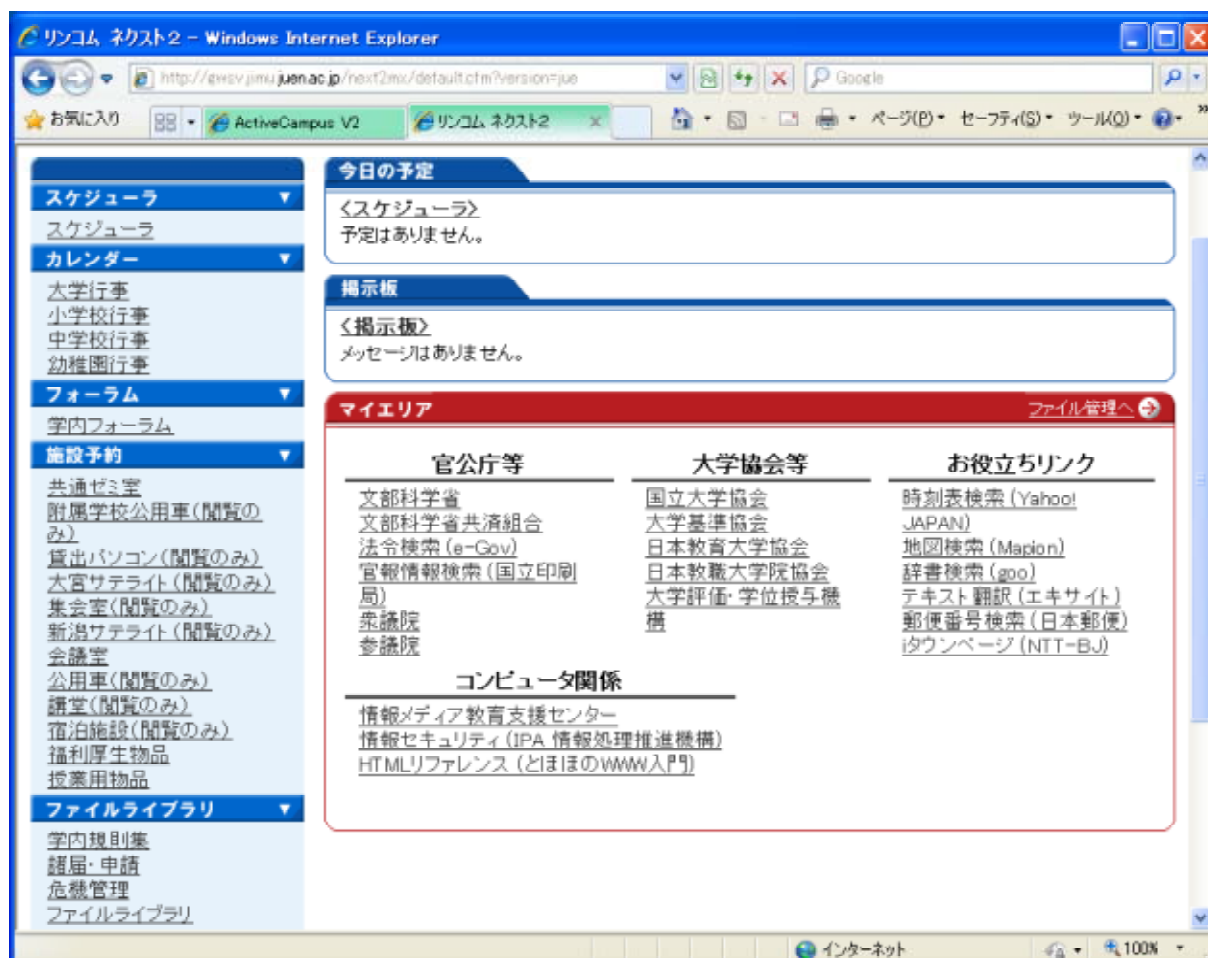
- ▶ [第24集\(平成20年度版\)](#)
- ▶ [第23集\(平成19年度版\)](#)
- ▶ [第22集\(平成18年度版\)](#)
- ▶ [第21集\(平成17年度版\)](#)
- ▶ [第20集\(平成16年度版\)](#)

公開情報

- ▶ [行事予定](#)
- ▶ [学会・研究会・シンポジウム情報](#)
- ▶ [広報刊行物の公開](#)
- ▶ [教員著書紹介](#)
- ▶ [上越教育大学リポジトリ](#)
- ▶ [法人文書の情報公開](#)
- ▶ [個人情報保護](#)
- ▶ [情報提供\(独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報等\)](#)
- ▶ [役員会等議事要旨](#)
- ▶ [各種評価情報](#)
- ▶ [調達情報](#)
- ▶ [研究助成情報](#)
- ▶ [このサイトについて](#)
- ▶ [プライバシーポリシー](#)
- ▶ [国立大学法人上越教育大学情報・セキュリティポリシー\(抄\)](#)

【別添資料 1 4 - 2 - - 2】

別添資料14-2-2-2 「教職員情報共有システムのトップページ及び主な掲載項目」



【主な掲載項目】

- スケジュール
 - － スケジュール
- カレンダー
 - └ 大学行事
 - └ 小学校行事
 - └ 中学校行事
 - └ 幼稚園行事
- フォーラム
 - － 学内フォーラム
- 施設予約
 - └ 共通ゼミ室
 - └ 附属学校公用車（閲覧のみ）
 - └ 会議室・集会室
 - └ 公用車（閲覧のみ）
 - └ 講堂（閲覧のみ）
 - └ 宿泊施設（閲覧のみ）
 - └ 福利厚生物品
 - └ 授業用物品
- ファイルライブラリー
 - └ 学内規則集
 - └ 諸届・申請
 - └ その他の資料
- 掲示板

○国立大学法人上越教育大学自己点検・ 評価規則

(平成17年3月16日)
規則第4号)

改正 平成18年3月31日規則第5号

改正 平成19年3月1日規則第7号

改正 平成19年12月25日規則第18号

改正 平成20年2月20日規則第2号

改正 平成22年3月10日規則第8号

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）が自ら行う点検及び評価等並びにその実施体制等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 認証評価 法第109条第2項及び第3項の規定に基づき、認証評価機関が行う評価をいう。
- (3) 法人評価 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項及び第34条第1項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会が行う評価をいう。
- (4) 部局等 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会、各種委員会、附属図書館、学校教育実践研究センター、保健管理センター、情報メディア教育支援センター、心理教育相談室、特別支援教育実践研究センター、各附属学校、事務局各課・室、学系及び専攻等をいう

(実施体制)

第3条 自己点検・評価、認証評価及び法人評価（以下「自己点検・評価等」という。）に係る企画、立案及び実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(自己点検・評価の基本項目)

第4条 自己点検・評価の基本項目（以下「基本項目」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の目的
- (2) 教育研究組織

- (3) 学生の受入
- (4) 教育
- (5) 研究
- (6) 学生支援等
- (7) 国際交流
- (8) 社会連携
- (9) 施設・設備
- (10) 財務
- (11) 管理運営

(評価基準等の設定)

第5条 前条に規定する基本項目の具体的な自己点検・評価の基準（以下「評価基準」という。）は、別に定めるものとする。

2 評価基準ごとに観点・指標を定めるときは、必要に応じて部局等の意見を聴くものとする。

3 委員会は、教育研究環境及び社会状況の変化に応じ、評価基準及び評価基準ごとの観点・指標について見直しを図り、観点・指標については、委員会が必要に応じて改正できるものとする。

(自己点検・評価の実施)

第6条 自己点検・評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

2 委員会は、自己点検・評価の実施に当たり、第4条に定める基本項目及び前条第1項に定める評価基準のうち、当該年度に実施する事項を選定するものとする。

3 自己点検・評価に係る実施要項の作成に当たっては、国立大学法人上越教育大学経営協議会及び国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「経営協議会及び教育研究評議会」という。）の議を経るものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、すべての部局等は、当該部局等の運営状況等についての自己点検・評価を毎年度実施するものとする。

(認証評価の実施)

第7条 法第109条第2項に基づく認証評価は7年以内ごとに、同条第3項に基づく認証評価は5年以内ごとに受けるものとする。

2 認証評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について認証評価機関が定める基準等に従って実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

(法人評価の実施)

第8条 法人評価は、国立大学法人法等関係法令の定めるところにより部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

(学生又は学外者の意見の反映)

第9条 部局等は、自己点検・評価の実施に当たり、学生又は学外者の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(自己点検・評価等の結果及び公表)

第10条 委員会は、自己点検・評価を終了したときは、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、自己点検・評価の結果を決定するものとする。

3 学長は、自己点検・評価等の結果を公表するものとする。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

第11条 学長は、自己点検・評価等の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、当該部局等の長に改善を指示するものとする。

2 当該部局等の長は、前項の改善指示を受けたときは、改善案を作成し、国立大学法人上越教育大学評価支援室（以下「評価支援室」という。）に提出するものとする。

3 評価支援室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

(監事への報告)

第12条 学長は、自己点検・評価等の結果を監事に報告するものとし、改善策を定めたときも同様とする。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

【別添資料14-3-2】

平成21年度 上越教育大学自己点検・評価実施要項（抜粋）

1 自己点検・評価の趣旨

国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第2条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 自己点検・評価の実施体制

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）（以下「規則」という。）第3条に基づき、自己点検・評価に係る企画、立案及び実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。

3 自己点検・評価項目

(1) 本学評価基準に関する状況

- ① 基準第1 本学の目的
- ② 基準第2 教育研究組織（実施体制）
- ③ 基準第1 1 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況
- ④ 基準第1 2 施設・設備
- ⑤ 基準第1 3 財務

(2) 組織の運営状況等

(3) 各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況

4 自己点検・評価の実施方法

(1) 本学評価基準に関する状況

別紙1のとおり

(2) 組織の運営状況等

別紙2のとおり

(3) 各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況

別紙3のとおり

5 自己点検・評価書の公表

- (1) 自己点検・評価書等は、原則として全て年次報告書に掲載し学内外に本学ホームページで公表する。
- (2) 年次報告書への掲載方法（項目別、組織別等）は、評価委員会が決定する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、平成21年度における自己点検・評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

国立大学法人上越教育大学評価基準

(平成17年3月16日)
学 長 裁 定

国立大学法人上越教育大学評価基準

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）第5条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）の評価基準を次のとおり定める。

第1 本学の目的

- 1 - 1 本学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 本学の目的が，本学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

第2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 本学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育の実施体制）が，本学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

第3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が，適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって，適切な基準が定められ，それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

第4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って，求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ，公表，周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され，機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が，入学定員と比較して適正な数となっていること。

第5 教育内容及び方法

（学校教育学部初等教育教員養成課程）

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価，単位認定，卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。

(大学院学校教育研究科修士課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

第6 教育の成果

- 6 - 1 教育の目的において意図している，学生が身に付ける学力，資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして，教育の成果や効果が上がっていること。

第7 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 7 - 1 教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。
- 7 - 2 教員，教育支援者及び教育補助者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

第8 研究の水準及び達成状況

- 8 - 1 本学の研究目的（研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められていること。
- 8 - 2 研究体制（研究そのものを推進又は活性化する組織的な体制）及び研究支援体制（研究そのもではなく，学内共同利用機関や学部附属施設が機能の一部としてような共同利用等のサービス体制）が，設定された研究目的に沿ったものになっていること。
- 8 - 3 現在の研究活動の水準及び達成状況が，本学が示した研究目的に照らして適切であること。
- 8 - 4 本学の戦略的研究成果及び個人別研究成果の社会（社会・経済・文化）的活動の水準及び達成状況が，設定された研究目的に照らして適切であること。

第9 学生支援等

- 9 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また，学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること
- 9 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され，機能していること。また，学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 9 - 3 学生の生活や就職，経済面での援助等に関する相談・助言，支援が適切に行われていること。

第10 国際交流

- 10 - 1 海外からの教職員の受入及び教職員の派遣が適切に行われていること。
- 10 - 2 海外との教育交流及び学生交流が適切に行われていること。
- 10 - 3 教職員の国際会議等への参加が活発に行われていること。
- 10 - 4 国際共同研究・国際貢献が適切に取り組まれていること。
- 10 - 5 国際交流を促進・支援する組織が設置されていること。

第11 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

- 1 1 - 1 大学の目的に照らして、現職教員派遣研究生に対する研修サービスが適切に行われ、成果を上げていること。
- 1 1 - 2 大学の目的に照らして、地域連携事業に係る教育サービス（教育委員会との連携、学校コンサルテーション事業等）が適切に行われ、成果を上げていること。
- 1 1 - 3 大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービス（科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、図書館開放等）が適切に行われ、成果を上げていること。

第 1 2 施設・設備

- 1 2 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 1 2 - 2 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていること
- 1 2 - 3 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていること。
- 1 2 - 4 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていること。

第 1 3 財務

- 1 3 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 1 3 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 1 3 - 3 大学の財務に係る監査等が適切に実施されていること。

第 1 4 管理運営

- 1 4 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 1 4 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 1 4 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

付 記

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

【別添資料14-3-4】

○国立大学法人上越教育大学評価基準に係る観点・指標

(平成17年3月16日)
(大学評価委員会決定)

改正 平成18年12月26日

改正 平成19年11月21日

改正 平成20年3月21日

国立大学法人上越教育大学評価基準に係る観点・指標

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）第5条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学評価基準（平成17年学長裁定）に係る観点・指標を次のとおり定める。

1 基準第1項関係（本学の目的）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。
- 1-1-② 学部の目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から、外れるものでないか。
- 1-1-③ 大学院修士課程の目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から、はずれるものでないか。
- 1-2-① 目的が、本学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

2 基準第2項関係（教育研究組織（実施体制））

- 2-1-① 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。
- 2-1-③ 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2-1-④ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2-2-① 教授会等（教授会、教育研究評議会）が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
- 2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

3 基準第3項関係（教員及び教育支援者）

- 3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織

編成がなされているか。

- 3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
- 3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。
- 3-1-④ 大学院修士課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。
- 3-1-⑤ 連合大学院博士課程において、必要な主指導教員有資格者、指導教員有資格者が確保されているか。
- 3-1-⑥ 大学の目的に応じて教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。
- 3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、大学全体で適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院修士課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。
- 3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。
- 3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。
- 3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

4 基準第4項関係（学生の受入）

- 4-1-① 学士課程について、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
- 4-1-② 大学院修士課程について、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
- 4-2-① 学士課程について、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。
- 4-2-② 大学院修士課程について、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。
- 4-2-③ アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。
- 4-2-④ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
- 4-2-⑤ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
- 4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、

入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

5 基準第5項関係（教育内容及び方法）

（学校教育学部初等教育教員養成課程）

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程の編成（例えば、他大学との単位互換、総合インターンシップによる単位認定、修士課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。

（大学院学校教育研究科修士課程）

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

5-4-④ 単位の実質化に配慮がなされているか。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

- 5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。
- 5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。
- 5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。
- 5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。
- 5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。
- 5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。
- 5-7-④ 成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。

6 基準第6項関係（教育の成果）

- 6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
- 6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。
- 6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

7 基準第7項関係（教育の質の向上及び改善のためのシステム）

- 7-1-① 教育の状況について、活動の実体を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。
- 7-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 7-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

- 7-1-④ 評価結果を教育の質の向上，改善に結び付けられるようなシステムが整備され，教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等，具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 7-1-⑤ 個々の教員は，評価結果に基づいて，それぞれの質の向上を図るとともに，授業内容，教材，教授技術等の継続的改善を行っているか。
- 7-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて，学生や教職員のニーズが反映されており，組織として適切な方法で実施されているか。
- 7-2-② ファカルティ・ディベロップメントが，教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。
- 7-3-③ 教育支援者や教育補助者に対し，教育活動の質の向上を図るための研修等，その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

8 基準第8項関係（研究の水準及び達成状況）

- 8-1-① 新構想の教育大学としての社会的使命を果たす研究目的が明確に定められているか。
- 8-1-② センター等ごとに本学の研究目的を達成するために独自の研究目的が明確に定められているか。
- 8-1-③ 主として初等中等の現職教員の研究活動を促進するために，高度な研究水準が維持されているか。
- 8-2-① 研究体制及び研究支援体制が研究活動を活性化する体制になっているか。
- 8-2-② 基礎・開発・応用の協働で「教育に関する臨床研究」を推進するための弾力的な研究組織体制になっているか。
- 8-2-③ 学校教育実践研究センターの研究体制及び研究支援体制は，設定された研究目的に沿ったものになっているか。
- 8-2-④ 情報メディア教育支援センターの研究体制及び研究支援体制は，設定された研究目的に沿ったものになっているか。
- 8-2-⑤ 心理教育相談室の研究体制及び研究支援体制は，設定された研究目的に沿ったものになっているか。
- 8-2-⑥ 特別支援教育実践研究センターの研究体制及び研究支援体制は，設定された研究目的に沿ったものになっているか。
- 8-2-⑦ 附属学校園の研究体制及び研究支援体制は，設定された研究目的に沿ったものになっているか。
- 8-2-⑧ 諸施策に関する取組状況が，研究目的に沿った適切な取組になっているか。
- 8-2-⑨ 研究目的の趣旨の周知及び公表に関する取組状況は，研究目的に沿った適切な取組になっているか。
- 8-3-① 大学レベルの戦略的研究は，本学の研究目的に照らして，独創的で発展的であるか。
- 8-3-② センター等の研究は，本学の研究目的に照らして，独創的で発展的であるか。
- 8-3-③ 教員個人の研究は，本学の研究目的に照らして，独創的で発展的であるか。
- 8-4-① 大学レベルの戦略的研究は，本学の研究目的に照らして，教育実践または

教育行政等への寄与の面で優れた成果をあげているか。

8-4-② センター等の研究は、本学の研究目的に照らして教育実践または教育課題解決等への寄与の面で優れた成果をあげているか。

8-4-③ 教員個人の研究は、本学の研究目的に照らして、教育実践または政策形成等への寄与の面で優れた成果をあげているか。

9 基準第9項関係（学生支援等）

9-1-① 学士課程の授業科目や専修・コースの選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。

9-1-② 大学院修士課程の授業科目の選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。

9-1-③ 学習相談，助言（例えば，オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

9-1-④ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

9-1-⑤ 特別な支援が必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

9-2-① 自主的学習環境（例えば，情報機器室，院生研究室等が考えられる。）が十分に整備され，機能しているか。

9-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

9-3-① 学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談・助言体制（例えば，保健管理センター，学生相談室，就職支援室等が考えられる。）が整備され，機能しているか。

9-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害を持つ者等が考えられる。）への生活支援等が適切に把握されているか。

9-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

9-3-④ 学生の経済面の援助（例えば，奨学金（給付，貸与），授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

10 基準第10項関係（国際交流）

10-1-① 外国人教職員の受入れが活発に行われているかどうか。また，その際の支援制度が整っているか。

10-1-② 外国人教員が採用されているか。

10-1-③ 教職員の海外派遣が活発に行われているか。

10-2-① 海外協定校との教育交流活動が活発に行われているか。また，そうした活動を奨励する方針が策定されているか。

10-2-② 学生の短期海外研修が定期的に行われているか。

10-2-③ 異文化理解に関する教育が行われているか。

10-2-④ 外国人留学生を積極的に受入れているか。また，支援制度・設備が整っているか。さらに，外国人留学生と地域の交流を深めるための支援制度があるか。

10-3-① 教職員の国際会議等への参加が活発に行われているか。

10-4-① 国際共同研究事業（各種団体）、科学研究費補助金、国際交流協定、「国際共同研究の実施・参画」に属する個別活動等による国際共同研究やその他の団体との連携を通じた国際貢献が適切に取り組まれていること。

10-5-① 国際交流を促進・支援する組織が設置されており、機能しているか。

1.1 基準第1.1項関係（正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況）

1.1-1-① 大学院での現職教員研修の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

1.1-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

1.1-1-③ 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

1.1-1-④ 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

1.1-2-① 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

1.1-2-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

1.1-2-③ 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

1.1-2-④ 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

1.1-3-① 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

1.1-3-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

1.1-3-③ 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

1.1-3-④ 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

1.2 基準第1.2項関係（施設・設備）

1.2-1-① 教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備されているか。

1.2-1-② 各施設、設備の整備状況を客観的に把握できるカルテは作成されているか（部屋数・面積、収容者数等）。

1.2-1-③ 各施設、設備は設置目的に沿った利用がなされているか。

1.2-1-④ 各施設、設備は活用されているか（教室の稼働率等）。

1.2-1-⑤ 各センター等の施設、設備は、相互の連携のもとで活用されているか。

1.2-2-① 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが整備されているか。

1.2-2-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが有効に活用されているか。

- 1 2 - 2 - ③ 授業等で利用可能なパーソナルコンピュータ（端末）は十分整備されているか。
- 1 2 - 2 - ④ 自学自習の場として利用可能なパーソナルコンピュータ（端末）及び情報・電源コンセント等が整備されている教室等を設置しているか。
- 1 2 - 2 - ⑤ 情報ネットワークは適切にメンテナンスされセキュリティは確保されているか。
- 1 2 - 3 - ① 施設、設備の運用に関する方針が規定として整備されているか。
- 1 2 - 3 - ② 施設・設備の運用に関する規定が、構成員に周知されているか。
- 1 2 - 4 - ① 教育課程に対応する図書、学術雑誌、視聴覚資料が整備されているか。
- 1 2 - 4 - ② 学校教育に関する教育研究に必要な学術雑誌が整備されているか。
- 1 2 - 4 - ③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料等が活用されているか。

1 3 基準第 1 3 項関係（財務）

- 1 3 - 1 - ① 目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 1 3 - 1 - ② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
- 1 3 - 2 - ① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 1 3 - 2 - ② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
- 1 3 - 2 - ③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。
- 1 3 - 3 - ① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
- 1 3 - 3 - ② 財務について、会計監査等が適正に行われているか。

1 4 基準第 1 4 項関係（管理運営）

- 1 4 - 1 - ① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。
- 1 4 - 1 - ② 大学の目的を達成するために効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。
- 1 4 - 1 - ③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。
- 1 4 - 1 - ④ 監事が適切な役割を果たしているか。
- 1 4 - 1 - ⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。
- 1 4 - 2 - ① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。
- 1 4 - 2 - ② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に

関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

1 4 - 3 - ① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

1 4 - 3 - ② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

1 4 - 3 - ③ 自己評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

1 4 - 3 - ④ 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

付 記

この観点・指標は、平成17年4月1日から実施する。

付 記

この観点・指標は、平成19年4月1日から実施する。

付 記

この観点・指標は、平成19年12月26日から実施する。

付 記

この観点・指標は、平成20年4月1日から実施する。

○上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程評価基準

(平成22年3月10日)
学 長 裁 定

上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程評価基準

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）第5条の規定に基づき、上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程（以下「専門職学位課程」という。）に係る評価基準を次のとおり定める。

第1 設立の理念と目的

- 1-1 専門職学位課程の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。
- 1-2 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。
- 1-3 専門職学位課程の理念・目的を公表し、周知に努めていること。

第2 入学者選抜等

- 2-1 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表されていること。
- 2-2 教育理念及び目的に照らして、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受け入れが実施されていること。
- 2-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

第3 教育の課程と方法

- 3-1 教職大学院の制度並びに専門職学位課程の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。
- 3-2 教育課程を展開するにふさわしい教員の配置、授業内容、授業方法・形態が整備されていること。
- 3-3 専門職学位課程にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。
- 3-4 学習を進める上で適切な指導が行われていること。
- 3-5 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

第4 教育の成果・効果

- 4-1 専門職学位課程の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。
- 4-2 専門職学位課程における学生個人の成長及び人材の育成を通じて、その成果が学校・地域に還元できていること。

第5 学生への支援体制

- 5-1 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。
- 5-2 学生への経済支援等が適切に行われていること。

第6 教員組織等

- 6-1 専門職学位課程の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

- 6-2 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。
- 6-3 教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動等が行われていること。
- 6-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者（例えば事務職員、技術職員等）が適切に配置されていること。
- 6-5 授業負担に対して適切に配慮されていること。

第7 施設・設備等の教育環境

- 7-1 専門職学位課程の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

第8 管理運営等

- 8-1 専門職学位課程の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。
- 8-2 専門職学位課程における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有し、配慮がなされているか。
- 8-3 専門職学位課程における教育活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。
- 8-4 専門職学位課程における教育活動及び管理運營業務等に関する自己点検・評価及び外部評価等の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

第9 教育の質の向上と改善

- 9-1 教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。
- 9-2 専門職学位課程の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

第10 教育委員会及び学校等との連携

- 10-1 専門職学位課程の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

付 記

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

○上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程評価基準に係る観点・指標

(平成22年3月10日)
(大学評価委員会決定)

上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程評価基準に係る観点・指標

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）第5条の規定に基づき、上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程評価基準（平成22年学長裁定）に係る観点・指標を次のとおり定める。

1 基準第1項関係（設立の理念と目的）

- 1-1-① 理念・目的が、学校教育法第99条第2項、専門職大学院設置基準第26条第1項等に基づいて明確に定められているか。
- 1-2-① 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が、教員養成を主たる目的とする既設の修士課程のものと、適切に区別されており、それぞれの性格が明確になっているか。
- 1-3-① 理念・目的が、学内の構成員に周知され、ウェブサイトや大学案内等をつうじて、社会一般に公表されているか。

2 基準第2項関係（入学者選抜等）

- 2-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が公表、周知されているか。
- 2-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学習履歴や実務経験等を的確に判断できる入学者選抜方法及び審査基準が定められ、機能しているか。
- 2-2-② 入学者選抜が、適切な組織体制により公正に実施されているか。
- 2-3-① 実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える状況になっている場合、これを改善する十分な手立てがとられているか。

3 基準第3項関係（教育の課程と方法）

- 3-1-① 教育課程が、次の各号に掲げる事項を踏まえ、体系的に編成されているか。
 - (1) 専門職学位課程の2つの目的・機能（新しい学校づくりの有力な一員となりうる新人教員の養成並びにスクールリーダーの養成）を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。
 - (2) 共通に開設すべき授業科目の領域の5領域（※）について、それぞれ適切な科目が開設され、履修することが可能なようになっているか。
※①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営・学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域
 - (3) 独自に開設するコース（分野）別選択科目が、共通科目の土台の上に、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成にふ

さわしい科目編成がなされているか。

3-2-① 教員の配置、授業内容、授業方法・形態が、次の各号に掲げる事項を踏まえたものとなっているか。

- (1) 各教員が、それぞれの教育・研究上の業績又は実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。
- (2) 教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、理論と実践との融合という視点から、全体として実践的な力量形成を意識した教育が行われるように組織されているか。
- (3) 授業内容は、教育現場における課題を積極的に取り上げ、その課題について検討を行うようなものとなっているか。
- (4) 授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究やワークショップ、実地に調査・試行を行いその成果を発表・討議するフィールドワーク等の適切な教育方法によって行われているか。また、専攻分野に応じて、双方向、多方向に行われる討論もしくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。
- (5) ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。
- (6) 学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態になっているか。
- (7) 教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法、単位認定の仕方等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

3-3-① 学校等における実習が、次の各号を踏まえ、専門職学位課程にふさわしい実習として設定されているか。

- (1) 例えば教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。
- (2) 長期間にわたり、教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関し、自ら企画・立案した解決策を体験・経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養うようなものになっているか（実習の時期、系統性、内容など）。
- (3) 実習を行うための連携協力校について、適切な学校種等（例えば実習内容に合致した規模や性格、指導者の存在など）及び数が確保され、実習のテーマ、計画、体制、評価等の連携が整えられているか。
- (4) 連携協力校及び附属校等の実習校に対し、実習の目的及び実施方法等、学部実習との差異、専門職学位課程で学ぶことの意義やそこで得られる知識・能力が適切に周知・説明されていて、大学との共通理解が得られているか。
- (5) 連携協力校及び附属校等の実習校に対する配慮（例えば教育研究上の支援の措置等）を適切に行っているか。
- (6) 現職教員学生が現任校で実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされているか。

- (7) 実習の免除（全部ないし一部）措置を行う場合，例えば教職経験の内容と履修コースの実習内容とを照らし合わせる事等，適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行われているか。また，その措置決定について合理的な根拠・資料にもとづいた説明がなされているか。
 - (8) 免許未取得学生，学部新卒学生，社会人経験学生，現職教員学生など，多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。
 - (9) 学校以外（教育行政機関，教育センターなど）で実習を行う場合，実習設計（内容・方法・評価）や大学側の指導体制が整っているか
- 3-4-① 履修指導等が，次の各号に掲げる事項を踏まえたものとなっているか。
- (1) 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め，単位の実質化への配慮がなされているか。学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。
 - (2) 夜間その他特定の時間・時期に授業を行う方法を採用する場合，そのための履修や授業の実施方法，学生の負担程度について，適切な措置がとられているか。
 - (3) オフィスアワー等個別の学生指導のための時間が確保されているか。
 - (4) 履修モデルに対応し，組織的な教育（履修指導）のプロセスが明確になっているか。また一人一人の学生の学修プロセスを把握し，支援する仕組みが適切であるか。
- 3-5-① 成績評価が，次の各号に掲げる事項を踏まえたものとなっているか。
- (1) 専門職学位課程の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され，学生に周知されているか。
 - (2) 成績評価基準や修了認定基準に従って，成績評価，単位認定，修了認定が適切に実施されているか。また，成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。

4 基準第4項関係（教育の成果・効果）

- 4-1-① 単位修得，修了の状況，資格取得の状況等から判断して，専門職学位課程の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。
- 4-1-② 学生や修了生の教育成果・効果の全般についての概要が把握できているか。
- 4-1-③ 修了生の修了後の進路状況等の実績や成果から判断して，専門職学位課程の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。
- 4-1-④ 学修の成果を示す課題研究等の内容が，専門職学位課程の目的に照らした内容になっているか。
- 4-2-① 修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等の結果から判断して，専門職学位課程の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。
- 4-2-② 修了生が，赴任先等での教育研究活動や教育実践課題解決等に貢献できているか。
- 4-2-③ 修了生が，短期的な観点及び数年を経た長期的な観点から見て，成果があったと振り返ることができているか。

5 基準第5項関係（学生への支援体制）

- 5-1-① 学生が在学期間中に専門職学位課程の課程の履修に専念できるよう、学習環境や学生生活に関する相談、キャリア支援の体制が整備されているか。
- 5-1-② 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。その際、現職教員学生と学部卒学生の特性や差異が配慮されているか。
- 5-1-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。
- 5-1-④ 学生へ適切な学修支援が行われているか。その際、現職教員学生と学部卒学生の特性や差異が配慮されているか。
- 5-1-⑤ 学生に関するハラスメント防止対策等が行われているか。
- 5-1-⑥ 学生に対するメンタルヘルス支援システムが構築されており、適切に機能しているか。
- 5-2-① 学生が在学期間中に専門職学位課程の課程の履修に専念できるよう、経済的支援体制が整備されているか。

6 基準第6項関係（教員組織等）

- 6-1-① 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。
- 6-1-② 教職大学院の運営に必要な教員が確保されているか。

また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関して高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、専攻ごとに平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第1条第1項に定める専攻ごとに置くものとする専任教員の数（以下「必要専任教員数」という。）以上置かれているか。

 - (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 6-1-③ 教員の過去5年間程度における教育上又は研究上の業績等（教育上の業績とは、例えば教育活動歴、教育上の方法・内容・評価・教材に関する開発・工夫など）、各教員がその担当する専門分野について、教育上の経歴・経験及び指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。
- 6-1-④ 専任教員のうちには、専攻分野における実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者（以下「実務家教員」という。）を含むものとし、おおむね20年以上の実務経験を有する実務家教員が、必要専任教員数のおおむね4割以上に相当する人数置かれているか。
- 6-1-⑤ 多様な教員の雇用形態（例えば、みなし教員、任期付教員等）を活用して、実践現場の動きを恒常的に導入するような配慮を行っているか。
- 6-1-⑥ 教育上のコアとして設定されている授業科目については、原則として、専

任の教授又は准教授が配置されているか。

- 6-2-① 専門職学位課程の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成バランスへの配慮等が考えられる。）が講じられているか。
- 6-2-② 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の経歴・経験及び指導能力の評価が行われているか。
- 6-2-③ 実務家教員のリクルートの仕組みが明確化・透明化されていて、適切に運用されているか。
- 6-3-① 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。
- 6-3-② 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。
- 6-4-① 専門職学位課程の教育課程を実施するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。
- 6-5-① 専任教員の授業負担、学生指導負担に偏りがなく、適切に担当が割り振られているか。
- 6-5-② 専任教員の授業負担、学生指導負担に対して、適切な配慮（例えば、既設大学院・学部の授業や学生指導などの負担軽減等）がなされているか。

7 基準第7項関係（施設・設備等の教育環境）

- 7-1-① 専門職学位課程の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備（例えば、講義室、演習室、実習室、教員室等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。
- 7-1-② 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。
- 7-1-③ 教育現場に即した実践的な研究を行う上で、図書館等において、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他必要な資料が系統的恒常的に整備され、有効に活用されているか。

8 基準第8項関係（管理運営等）

- 8-1-① 専門職学位課程の管理運営に関する重要事項を審議する会議（以下「専門職学位課程の管理運営に関する会議」という。）が置かれているか。
- 8-1-② 専門職学位課程の管理運営に関する会議の諸規定が整備されているか。また、諸規定に従って適切に運営され、機能しているか。
- 8-1-③ 専門職学位課程の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制及び職員配置は、専門職学位課程の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであるか。
- 8-1-④ 管理運営のための組織及び事務体制が、教職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定を行える組織形態となっているか。
- 8-2-① 専門職学位課程における教育活動等を適切に遂行できる財政的配慮（例えば実習巡回経費等の独自の予算措置）が行われているか。
- 8-3-① 教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況について公表する方策（例えば、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等）が行われているか。

- 8-4-① 自己点検・評価や外部評価等の基礎となる情報には、専門職学位課程の目的及び社会的使命を達成するために必要な教育活動及び管理運営業務等に関する内容が、含まれているか。
- 8-4-② 自己点検・評価や外部評価等の際に用いた情報、得られた結果については、それを実施した年から最低5年間、適切な方法で保管されているか。また、その場合、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管されているか。

9 基準第9項関係（教育の質の向上と改善）

- 9-1-① 学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。
- 9-1-② 学生からの意見聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9-1-③ 学外関係者（専門職学位課程の教職員以外の者。例えば、修了生、就職先等の関係者等）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9-1-④ 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 9-2-① 個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、専門職学位課程にふさわしい教育内容・教育方法等の継続的改善を行っているか。
- 9-2-② ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、専門職学位課程として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るとともに、実務家教員の理論的な知見の充実、研究者教員の実践的な知見の充実に、それぞれ努めているか。また、その取り組みが教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

10 基準第10項関係（教育委員会及び学校等との連携）

- 10-1-① 教育委員会及び学校等との連携を図る上で専門職学位課程について独自に協議する組織が、管理運営組織体制の中に明確に位置づけられ、整備されているか。
- 10-1-② 上記組織が、恒常的に機能し、適切に運営されており、同組織で議論されたことが、実際に教育活動等の整備・充実・改善にいかされているか。
- 10-1-③ 入学者の確保を図るため、専門職学位課程への現職教員学生の派遣、及び修了者の処遇等について教育委員会と協議しているか。

付 記

この観点・指標は、平成22年4月1日から実施する。

上越教育大学

[基礎情報](#)
[評価情報](#)
[教育研究情報](#)

基礎情報

機関ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> http://www.juen.ac.jp/
理念・目標等	<ul style="list-style-type: none"> 創設の趣旨・目的 大学憲章 中期目標・中期計画・年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 中期目標(平成22～27年度) 中期計画(平成22～27年度) 年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度

[▲ページトップへ](#)

評価情報

評価全般	<ul style="list-style-type: none"> 各種評価情報
自己点検・評価	<ul style="list-style-type: none"> 年次報告書 <ul style="list-style-type: none"> 第24集:平成20年度版(※一部PDFファイル) 第23集:平成19年度版(※一部PDFファイル) 第22集:平成18年度版(※一部PDFファイル) 第21集:平成17年度版(※一部PDFファイル) 第20集:平成16年度版(※一部PDFファイル)
第三者評価	<ul style="list-style-type: none"> 認証評価(平成19年度 (独)大学評価・学位授与機構) <ul style="list-style-type: none"> 自己評価書 評価報告書 国立大学法人評価 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度 <ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 実績報告書「資料編」 評価結果 中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書及び評価結果 平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 実績報告書「資料編」 評価結果 平成18年度 <ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 実績報告書「資料編」 評価結果 平成17年度 <ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 実績報告書「資料編」 評価結果 平成16年度 <ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 実績報告書「資料編」 評価結果

	<ul style="list-style-type: none"> 大学評価・学位授与機構における大学評価(試行的評価) 平成14年度着手分【全学テーマ別評価】「国際的な連携及び交流活動」 自己評価書 評価報告書 平成13年度着手分【分野別教育評価】「教育学系」 自己評価書(学校教育学部) 自己評価書(大学院学校教育研究科) 評価報告書(学校教育学部) 評価報告書(大学院学校教育研究科) 平成13年度着手分【全学テーマ別評価】「研究活動面における社会との連携及び協力」 自己評価書 評価報告書 平成12年度着手継続分【全学テーマ別評価】「教養教育」 自己評価書 評価報告書 平成12年度着手分【全学テーマ別評価】「教育サービス面における社会貢献」 自己評価書 評価報告書
その他の評価	

[▲ページトップへ](#)

教育研究情報

特色ある取組	<ul style="list-style-type: none"> 大学の取組 専門職大学院等教育推進プログラム 資質の高い教員養成推進プログラム 特色ある大学教育支援プログラム 大学教育の国際化推進プログラム
刊行物	<ul style="list-style-type: none"> 広報刊行物の公開

[▲ページトップへ](#)

大学評価情報ポータル 独立行政法人大学評価・学位授与機構

(URL <http://portal.niad.ac.jp/portal/index3/index3.aspx?code=9341>)

大学機関別認証評価の指摘事項及びその対応状況等

H22. 4. 1

改善が必要と認められる事項	評価結果における該当箇所	対 応 状 況 等
法人組織である教育研究評議会と大学組織である教授会における審議事項の整理に不十分な面が見られること。	○基準2の観点2-2-①(P11) ○基準2の改善を要する点(P11)	平成22年4月1日に、国立大学法人上越教育大学学則を、国立大学法人上越教育大学基本規則【法人としての基本規則】と上越教育大学学則【大学としての基本規則】に区分し施行するとともに、個々の委員会の審議事項を確認した上で法人に置かれる委員会と大学に置かれる委員会に整理し、委員会規程を改正し位置づけを明確にした。(第55回役員会(H22. 1. 13)了承)
技術分野において、平成17年4月～平成19年7月までの2年4か月間で研究指導教員数が1人不足していたこと、及び平成17年7月から教科教育科目担当の研究指導補助教員数が1人不足していること。	○基準3の観点3-1-④(P13)	平成19年8月、准教授が教授へ昇任したことにより研究指導教員数が1人不足していたことは解消された。 なお、平成17年7月から教科教育科目担当の研究指導補助教員数が1人不足している点については、充足されていない。
学校教育研究科の幼児教育専攻における入学定員充足率が低いこと。	○認証評価結果の主な改善を要する点(P5) ○基準4の観点4-3-①(P18) ○基準4の改善を要する点(P18)	平成20年4月の教育研究組織の見直しにより、幼児教育専攻は特別支援教育専攻とともに、学校教育専攻に統合し、幼児教育コース及び特別支援教育コースとした。 また、入学定員についても見直しを行った。
卒業生の7割以上が3種類以上の教員免許を取得し、その平均取得単位数が160単位を超えていること。	○基準5の観点5-1-⑤(P21) ○基準5の改善を要する点(P27)	単位の実質化に向けた取組として、平成21年度入学生からGPA制度を導入するとともに、授業時間外の学習を促すため、平成21年度シラバスから、履修条件・注意事項欄に「授業科目で求める授業時間外の課題(予習内容やレポート課題)」を明記することとした。 今後、GPA制度に連動したCAP制の導入を予定している。
法人組織である教育研究評議会の下に、本来は大学組織の中に位置づけられるべき各種委員会が設置され、法人組織と大学組織の関係が明確になっていないこと。	○基準11の観点11-1-①(P44) ○基準11の改善を要する点(P47)	平成22年4月1日に、国立大学法人上越教育大学学則を、国立大学法人上越教育大学基本規則【法人としての基本規則】と上越教育大学学則【大学としての基本規則】に区分し施行するとともに、個々の委員会の審議事項を確認した上で法人に置かれる委員会と大学に置かれる委員会に整理し、委員会規程を改正し位置づけを明確にした。(第55回役員会(H22. 1. 13)了承)
監事の陪席する会議が役員会及び経営協議会となっており、教育研究評議会には陪席していないこと。	○基準11の観点11-1-④(P45)	積極的に関与できるよう、教育研究評議会規則第8条に基づき出席していただくこととした。(第55回教育研究評議会(H19. 12. 12)了承) また、役員会規則では、「議長の求めに応じて意見を述べるができる。」としていたものについて、積極的に発言できるよう規則改正した。(第37回役員会(H19. 12. 19)了承)

※ 評価結果における該当箇所欄の()内の数字は評価結果における該当ページである。